

韓国村落社会にあける契

——全羅南道珍島農村の事例——

序

- 一 調査地の概況
- 二 特定集団を基盤とする契
- 三 個人の任意参加による契
- 四 契集団の構成
- 五 契と金融、労働交換体系
- 六 契と村落構造

あとがき

注

韓国村落社会における契

伊藤 亜人

序

本論文は、筆者が数年来手がけている韓国農村社会研究のうち、特に力を注いできた村落構造を解明するために重要な手がかりとなる契組織を考察するものであり、また同時に東アジア他地域の農村社会との比較研究を進める上での一視点を試みたものである。

韓国農村社会を対象とした社会人類学的研究は、従来家族・親族・村落を主要な課題としてきたが、全般的に見てその関心や取り扱う対象には共通した一つの傾向が見られた。これらのうち家族については、近年徐々に地域性や階層差にも注意が払われ、その内的構造の分析が試みられるようになってきているが、親族研究の分野では、かつて上層の両班社会の間で理想視され、典型的な発達をとげていた父系血縁集団 \parallel 門中の研究に関心が集まる傾向があり、これに対して庶民層であった旧常民層における父系親族関係や妻方、母方の親族関係については、まだ充分な関心が払われるに至っていない。同じ傾向は従来の村落研究にもみとめられ、旧両班層の有力な門中を基盤として成立した所謂同族部落に関心が偏り、しかもその中でも両班層住民が対象となってきた。

こうした傾向は、関心の対象が韓国の伝統社会において理念化されたモデルの枠組を越えることが少なく、その理想形態が主な研究課題となっていたことを示している。このため、モデルとしての『典型』にうまく整合しない事象が例外的・地方的特殊例として閑却され、取り上げられないことがある。同族部落と言えども一つの門中(同族)が全戸を占めるものではなくて、旧常民層に属する少数親族集団や親族関係の面で孤立した世帯がかなり多数同居するの

がむしろ普通であつて、村落社会はこれら全住民による有機的な諸関係によって構成されていることは言うまでもない。従つてその構造的理解のためには当然ながら全住民を対象として、家族、門中とともに母方、妻方の親族関係、隣人関係、同年齢層の關係、經濟的な連帶關係・村落自治等を取り上げ、これらの構造的連関の分析を前提とする。

またとりわけ中部地方から東南部地方にかけての内陸農村地帯における村落社会の研究は、旧身分階級的伝統の問題を避けることはできない。従来こうした班常關係についても、統計的な意識調査に基づいた兩者住民層の対比的比較がなされるばかりで、兩者における構造的連関性のモデルを検討しつつ村落社会を分析するというアプローチに欠けていたように思われる。プラントの村落研究は、この点で従来にない総合的な視点から村落社会の描写に成功していると言えるが、村落結合の側面の基盤となる諸社会關係に関して、具体的な資料の裏付けが弱い。

本論文は韓国農村社会の総合的な研究のための基礎として、従来の諸研究に欠けていた常民的な伝統の強い地域における村落結合のあり方、とりわけ經濟の連帶の側面を主要な課題として、全羅南道沿海地方の珍島の一村落における契組織を取り上げるものである。

契は朝鮮における相互扶助や公益を目的とする伝統的な組織形態として早くから注目され、日本の講集団との類似性が指摘されている。

しかしながら契は、日本の講と比べると、その種類が目的に応じてはるかに多様性に富んでおり、また村落社会における非親族的な社会結合のうちで最も注目すべきものの一つとされ、今なお村落生活において重要な位置を占めている。このため既に一九一〇年代から断片的な報告がみられ、総督府の手による全国的な調査も試みられたが、一

村落における契の実態については、集中的な調査は行われていない。

契に関する初期の調査報告として注目されるのは、総督府の囑託であつた李覚鍾氏⁽²⁾によるものである。李覚鍾氏は、契を「一種の組合契約に基づいて一定の財産を以て利殖を為し、以て地方公益又は契員の親和公益を図ることを目的とする団体」であるとし、全国から得られた事例を分類して紹介した。

その後の総督府の調査によれば、契の名で呼ばれる組織として全国から四八〇種にのぼる事例が報告されており、その目的も農村生活のほとんど全般にわたっている。

李覚鍾氏をはじめとして、当時の報告者は契の特質をその目的性におき、その直接の機能である目的の範疇から契を捉えようとする傾向がみられた。このためその後の研究者の関心は個々の目的の性格に応じた契集団の分類に向けられ、さまざまな試みがなされた。その代表的な例として李覚鍾氏の分類は次のとおりである。

- 一 公共事業を目的とするもの……洞契・戸布契・松契・学契・泐契など
- 二 扶助を目的とするもの……婚喪契、歳饌契、宗契、労働契など、
- 三 産業を目的とするもの……農契・牛契など
- 四 娯楽を目的とするもの……射亭契・詩契・遊山契・同甲契など
- 五 金融を目的とするもの……貯蓄契・殖利契・簡契・作罷契など、

この分類は、その後総督府の調査事業をはじめとして多くの研究者によって基本的に踏襲されて今日に至っている。⁽⁴⁾

李覚鍾氏の分類に限らず、各地からの報告例を集めて、名称や目的の上から分類を行なってみても、契の本質的特

質を分析する上では大きな成果が得られないことは、既に鈴木栄太郎教授によって指摘されているとおりである。⁽⁵⁾ どのような分類は、細分化して正確を期せば期すほど、契が農村生活のあらゆる面にわたって組織され得ることが明らかとなるばかりであって、結果的には韓国農村における物的、経済的基礎を有する目的組織のほとんど全てを分類することと何ら変わりがない。換言すれば、農村生活におけるほとんどあらゆる目的の遂行のために契の組織形態がとられうると言っても過言ではない。従って広義の契という概念は、個々の契組織の諸目的とは直接の関係がなく、それぞれの組織体の運営方式や集団構成の基本的原理に関わるものと見るべきである。

この点に関して明確に指摘したのも鈴木栄太郎教授である。⁽⁶⁾ すなわち氏は、契概念を「契集団」と「契方式」とに分けて考える必要性を説き、「契集団」とは「財物による協力の一つの方法」としての「契方式」を採用した目的集団であって、これらが全て一律に契の名を宛てられているにほかならないとした。こうした見解が遅れた背景としては、一村落在における契の諸様相がまだインテンシヴに調査されていないため、契概念＝契原理の特質について村落社会のコンテキストの中で十分な考察がなされなかったことを指摘できよう。氏の指摘が、契の原理とその社会的意味の分野から村落社会構造に接近しようとする方法論上の起点となつていくことは言うまでもない。⁽⁷⁾

なお本論文は、契の諸様相と契システムを村落の枠の中で捉えて村落構造研究のための一つの展望を試みたもので、村落内における契原理に関わる人間関係のより徹視的な考察は別の機会に譲ることにした。

本論文は、一九七二年九月～年末、七三年九月～年末、七四年一月～二月、同九月～年末の計四回にわたる現地調査による成果の一部である。調査期間中、ソウル滞在中には、ソウル大学の李杜鉉教授、文化財管理局の張籌根教授（現京畿大学教授）から絶えず懇切な指導を賜わり、また現地調査に当っては全南大学の池春相教授・珍島邑の朴柱彦

氏・李麒国氏から多くの助言をいただいた。龍山里の李時鎮氏・朴秉詮氏・李隱鎮氏・里長・有志をはじめ筆者のた
めに心を尽して下さった村の皆様とともに併せて深く謝意を表したい。

なお資料の整理と論文作成にあたって本研究の中根千枝教授から格別の指導を賜りました。ここに厚く感謝い
たします。

一 調査地の概況

調査地龍山里(仮名)が位置する珍島は、全羅南道の多島海最大の島で、東西約二五km、南北約二七km、人口
は約八万四千人⁽⁸⁾、面積約三四三平方キロ⁽⁹⁾で、濟州島、巨濟島に次ぐ韓国で三番目に大きな島である。

珍島は行政上、周囲の多くの属島を合せて、一つの郡―珍島郡―を成しており、北側の狭い瀬戸を隔てて本土の海
南郡と接している。(挿図一参照) 本土との交通は、木浦及び海南方面との間に船便があり、本土への架橋が懸案とな
っている。

珍島は、かつて高麗王朝の遺臣三別抄等が叛乱を起した際⁽¹¹⁾、一時期その根拠地となったことで知られており、当時
の山城が史蹟として残っている。また倭寇の攻撃に度々さらされた地でもあり、当時倭寇に備えた石城や烽火台も残
っている⁽¹²⁾。李朝時代には主として政治犯の流刑地とされ、幾多の政治家、学者が配流されている。しかしながら流刑
地の暗いイメージとは異なり、本土のどの地方に比べてみても気候は温暖であり、地理的にも本土に近接している
上、かつて沃州の名で知られたとおり肥沃な耕地に恵まれているため、多島海に散在する他の小さな島に見られるよ

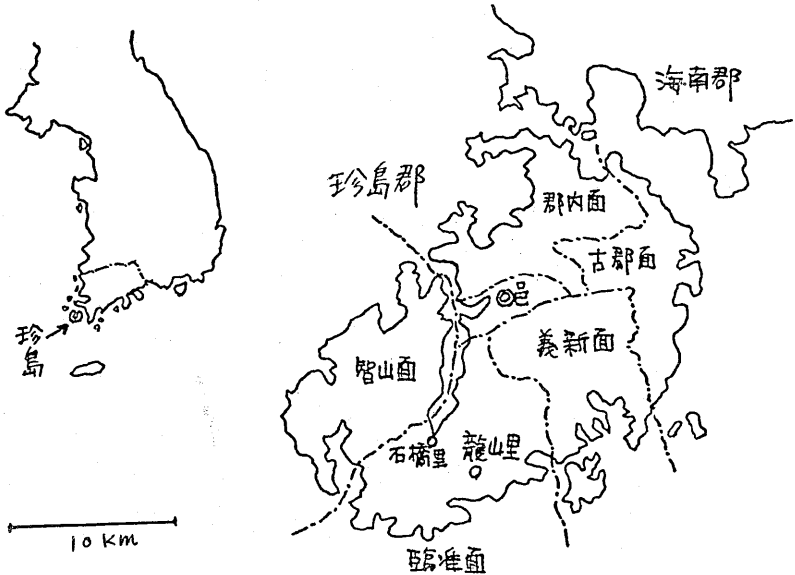
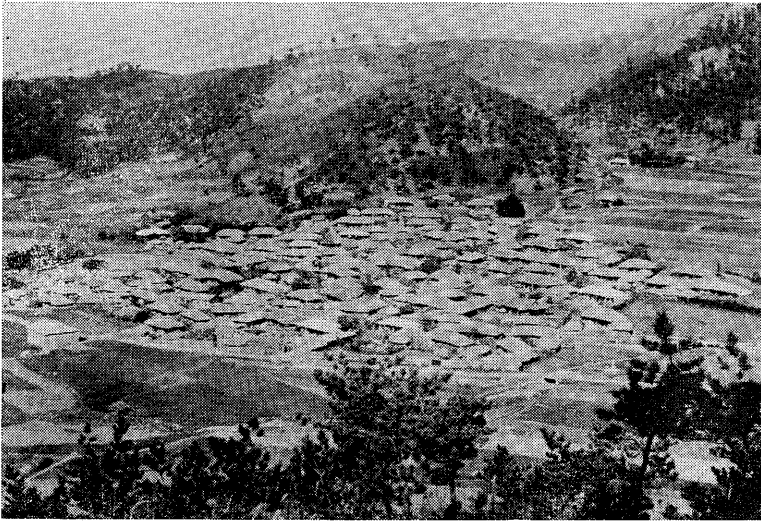


図1 珍島の位置と行政区分

うな離島の面影は見あたらない。むしろ適度に広い面積と人口を擁し、豊かな自給的生活基盤と美しい自然環境は、珍島に調和のとれた伝統の保存を可能ならしめたようである。

珍島の地方的伝統として良く知られているものには、書芸・東洋画・古典的民謡がまづ挙げられるが、このほか民間伝承も陸地部に比べて全般的に良く保存されていると言える。また天然記念物に指定されている珍島犬は、現在韓国における唯一の在来種犬として全国的に良く知られている。珍島犬に象徴される孤立性は、珍島住民についても見られる。すなわち珍島では通婚圏が著しく島内に限定されており、また島外からの転入者も極めて少ない。地方的伝統の形成と保存の背景には、住民の強い内婚的、土着的性格が認められ、これが「珍島人」としての共通の心情や、島出身者の本土におけるネットワークを支えているものと思われる。



龍山里全景 (1972年秋撮影)

島内の集落は、一八六の伝統的里洞(洞^{トシヤク}洞)に数えられ、これが更に七五個の行政里に編成されており、更に郡と里の中間行政単位として六個の面(珍島面・古郡面・郡内面・義新面・智山面・臨准面)に分けられる。

筆者が調査地として特に選んだ臨准面、龍山部落は、戸数九三戸(一九七三年現在)の単独集落をなしており、このうち三戸(寺を含む)を除く九〇戸は、全て石垣を隔てて隣接し合う密集村落を成している。村落としては、珍島では中規模のものであり、密集した景観も全羅南道の水稲耕作地帯に一般的なものである。珍島の中心地で郡庁のおかれている珍島邑(邑は日本の「町」に対応する行政単位であるが、行政的邑でなくとも人家が町のように密集している場合には住民の間では一般に邑と呼びならされている)から龍山里までは、一日三便あるバスに四五分ぐらい乗って降り、ここから島の一周道路にそって二〇分ぐらいの道のりである。一

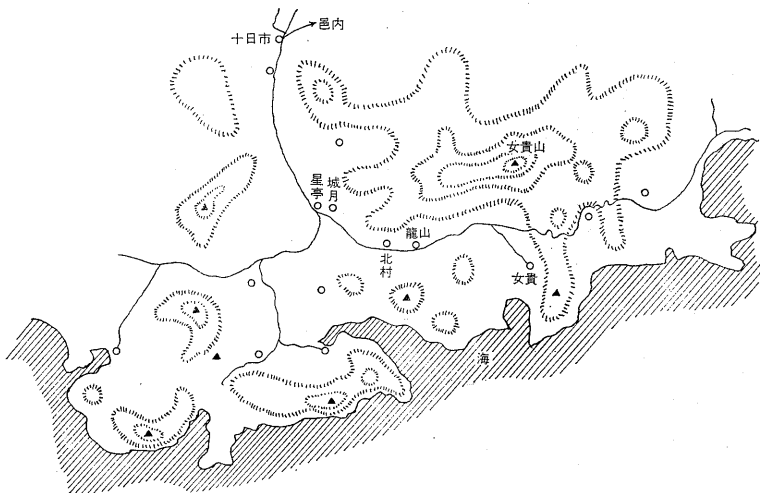


図2 珍島臨准面南部

周道路に沿って、龍山里の西側は僅かに数枚程度の水田を隔てて北村部落に隣接し、更に1km余りを経て、星亭、城月の二部落に通じる。東側は隣村の女貴まで小さな峠越えに2km近い道のりがあり、次の部落までは更に大きな峠を越えねばならない(挿図二参照)。

龍山里は女貴山(海拔四〇〇メートル余)の南麓に位置し、南側の平地には水田が広がり、周囲の山の裾にはほぼこれと同等の畑が開けている。

水田で稲と裸麦の裏作が行われ、畑では裸麦・甘藷・粟・豆類・コーリャン・野菜類が、また屋敷に接した菜園ではトウガラシ・野菜が作られている。どの家庭でもほぼ同種類の作物を栽培しており、少量の魚類以外の食料はほぼ全て自給されている。

農業外の収入源を持つ者としては、僧侶・タンゴル巫・学校教師・理髪師・精米工場主とその技術者各一と雑貨店経営二戸、及び副業としてわかめ養殖を行う

者五戸があり、村外の職場からの収入としては、外航船員、蓄産組合勤務者が各一名みられる。

龍山部落の住民構成を姓氏別に見ると次のとおりである。

I 氏……………三七戸

P 氏……………三七戸

K 氏……………一〇戸

C 氏……………五戸

その他……………五戸 (R 氏、C 氏各一戸、理髪師、僧侶、タンゴル各一戸)

I 氏・P 氏・K 氏・C 氏はいづれも龍山部落への入郷始祖の居住以後の系譜関係がそれぞれの族譜の上で全員確認できるものである。これら各姓はいづれも村落生活は勿論のこと、村外においても父系血縁集団すなわち門中としての同族意識を強く有し、社会的連帯の重要な基盤となっている。また主として祖先の祭りや墳墓の維持のための共有財産として水田や山林を保有しており、その維持運営のために「門中契」を組織している。

行政単位としての「龍山里」は、龍山、北村、女貴の三部落から成っており、また個々の部落を指す場合にも普通は慣例的に里を付して龍山里と呼ばれている。

三部落のうち龍山と北村との間には昔から通婚関係が極めて少なく、同一門中に属する世帯もほとんど存在しない。これに対して龍山と女貴との間には通婚が見られ、少数ではあるが同じ門中の者も居住していて、葬礼、婚禮、祭礼には往来がみられる。門中族譜によれば、城月から竜山へかって移住した例がかなり認められ、また龍山から女

貴への移住は近年まで数例が見出される。しかしその反面、星亭・北村から龍山へ移住した例は極めて少ない。¹³ 城月、龍山、女貴はいづれも、いくつかの有力な門中の移住、定着と戸数増加によって村落が形成されたのに対して、星亭・北村は有力な門中が居住することなく、雑姓村の伝統を有しており、住民の流動性も比較的高い。

行政単位としての「龍山里」全体の「里長」は存在せず、三つの部落のそれぞれに各一名の行政的な里長があって、面、郡の指示を受けて住民への伝達と面、郡への報告の任に当っている。各部落はさらに約二〇戸を単位とした行政的な班に分けられており、各班の班長は里長の指示を受けて、各戸への伝達の任務に当っている。

龍山部落には、このほかに伝統的な洞長の制度が今も存在する。これは全ての部落に見られるものではなく、経済的自律性の高い、儒教的教化の進んだ伝統的村落にのみ行われた自治的な制度であったものようである。¹⁴ 洞長は村の慣習や道徳的規範に関する最高顧問であり、村の洞察の最高責任者でもあった。隣村のうち女貴、北村、星亭には洞長の伝統が認められない。

各部落はまた、それぞれの共有林と海浜の地先権（海草採取権）を有し、また公共の施設と備品を所有しており、部落の守護神を祀る洞祭を別個に行っている。

部落間の協力としては、龍山、北村の両部落が二つの貯水池と農業用水路を共有しており、また龍山と女貴の両部落は、それぞれの洞祭のほかに農作物の豊作を祈願する山神祭を共同で行っており、そのための祭壇が両部落の間¹⁵の山腹に設けられている。また龍山、女貴の背後にそびえる女貴山は、珍島における名山として知られており、雨乞い祈願をする際には、昔から麓の数部落の住民が共同で行なうのがしきたりとなっている。¹⁵

龍山から四キロメートル程の十日市には、毎四の日と十の日に定期市がたち、臨淮面・智山面内のほぼ日帰り可能

な範圍の住民たちの交易・交歓の場として賑わいをみせる。

二 特定集団を基盤とする契

龍山里における契組織は、その目的やメンバーの構成の点で、実に多種多様であるが、これらをその成立基盤の上からみると次のような範疇に大別できる。

A 特定集団を基盤とするもの

- (一) 村落共同体的基盤を有するもの
- (二) 年齢集团的基盤を有するもの
- (三) 父系血縁集団を基盤とするもの

B 個人の任意参加によるもの

A類のうち村落共同体的基盤を有する契には、洞契、洞喪契、水利契、振興契などが含まれる。これらは村内への居住がメンバーシップの必要充分条件となっているか、もしくは村内に居住するほとんど全戸の加入が望まれている組織であつて、世帯を成員の単位とし、世帯主の年齢・能力・対人関係、性格評価等に左右されないことを原則としている。その目的は、村落を領域とする共同生活に必要な、共通の利害や目的のための協力にある。その中でも洞契は、村落の経済的、物的基盤の管理、運営のための組織であり、郡・面による行政や里長制度とは全く別個の、伝

統的な村落自治の組織としての性格を保持しているものである。また振興契も、農業、教育、風教維持などの面で、村落自治の重要な一面を担う組織である。

年齢集団の基盤を有する契としては、^{ソシ}契（別称生活改善会）や美俗契などがある。前者は主婦層により、後者は壮年層の男性によって組織されており、ともに村内の同一世代層を基盤とし、村落生活における公共的な啓蒙と奉仕の活動を目的とする点に特徴がある。どちらも新規のメンバーを継続的に補充しないため、恒久的集団としての性格を持たず、従って集団全体が老化する傾向がみられる。またその目的の性格上、村の環境や生活改善に対する秀れた見識と指導力を有し、しかもその実現のために村の外部特に行政筋との交渉を有するような人物が発起人となり、その指導のもとに活動している。従ってメンバーの交替が行われないため、指導者たちが老齢化したり、意欲が喪失すれば、活動は自然に停滞してゆき、名ばかりの存在となって、遂には自然消滅する運命にある。

このように年齢集団的な組織が、永続的な構造を持たず、制度化した伝統をもたない点、新しい指導的人物の出現に伴って新しい集団が結成され、時には性格を同じくする複数の集団が並存さえしうる情況は、韓国社会の特質的な一面として注目されよう。

父系血縁集団を基盤とする門中契は、主として祖先祭祀のために組織されており、同一門中の成年男子の戸主であることが成員の条件となっている。

B類の契には、婚礼、葬礼や貯蓄、親睦等のための一群が全て含まれる。これらは主として家庭生活における経済的な要請や相互扶助のための契であり、いづれも規模は小さいが、組織の数の上では圧倒的多数を占めている。

メンバーシップの上から見ると、A類の契は、概存する特定集団の目的遂行のために組織されるため、これら集団

への帰属を条件として、個人の自由意思によらずに、自動的ないしは強制的に帰属が決められる性格のものである。年齢集団の基盤を有する契においては、この点必ずしも加入を強制されるものではないが、その目的の公共的性格上、適格者はやはりほとんど全員が加入をよぎなくされている。これに対してB類の契では、まったく個人的な人間関係の絆に基づいて組織されており、参加は個人の自由意思に委ねられている。

村人が「私は契をいくつ持っている」という具合に、種類の区別をせずに単に「契」と言う場合には、門中や村などの特定集団への帰属感とは異なる、むしろこれと対比させるニュアンスを帯びており、契を「持っている」(契立)という主体的な表現法にも見られるように、個人の意思や判断に基づく獲得的な社会関係であることを意味している。

全ての契組織に共通する広義の契概念が、すでに述べたとおり、目的の遂行と財物の管理のために、成員間の平等互恵を原則とする集団運営方式に該当するのに対して、B類の契においては、これに加えて、個人の主体的な意思に基づく個人的な人間関係がその前提となっている。しかも、これらの契が、組織の数の上でも圧倒的多数を占めていることは、こうした人間関係が村落生活において占める重要性を暗示しているように思われる。

本論文で主として取り扱うのは、このB類の契集団と、その基盤となる人間関係であるが、村落生活の全般的な理解のために、本章ではひとまずA類の契組織の概況を紹介することとし、次章以降では、個人の任意参加による契を紹介し、次いでその内部構造や機能の分析を通して村落社会を考察したい。

(一) 村落共同体的基盤を有するもの

洞契 村における共同生活に必要な伝統的な「村ごと」(동네일)は全て洞契によって運営されている。「村ごと」としては村有林の管理、地先海面での海藻採取権、村の公共施設や備品の管理、部落祭などが主なものである。洞契で取り扱われるものはあくまで伝統的な村の自治問題に限られており、郡や面からの行政的指示による新しい問題の処理はこれとは別個に村の総会の場で取り上げられる。

村の住民のうち一時的な寄留人(国民学校教師の家族や筆者)を除く全員が「村びと」(동네사람)すなわち村の成員と見做されており、村をとりしきる洞契は「村びと」の独立した世帯を構成単位とし、その成人男性世帯主が契員の資格を得て実際に洞契の運営にたずさわる権利を有する。各世帯は原則として平等の権利と義務を有するものではないが、成人男性の世帯主を欠く場合や、社会的活動能力のない老人世帯や極貧者家庭には義務の一部が免除されている。また契員の資格はあくまで村への居住が前提となっているため、居住を村外に移して、すっかり村を出たと見做されると契員としての資格を失う。

村有林の松は、村人が家屋を新築する際に伐り出され、また村に臨時の資金を必要とする場合には入札によって売却してこれに充てられることもある。また松の枝葉や雑木・枯草は村人の燃料として重要である。このほか村有山の一部は共同墓地にもあてられている。¹⁵⁾

村の地先海面における海苔、わかめの採取権¹⁶⁾は、毎年秋の修契日に一括して入札によって契員に売却され、これによる収入は村の運営資金のうちで大きな比重を占めている。

公共施設のうち伝統的なものとしては共同井戸が重要であり、これを新たに掘る場合や洗濯場や風除けの石垣等の修理はすべて共同作業によって行われる。新しいものとしては村の公会堂とセマウル事業の一つとして一昨年建てられた倉庫がある。村の備品には、はかり二台、結婚式に用いるカマ（新婦が乗る輿）、新郎新婦の衣装一式、葬列の際に棺を乗せる喪輿、村の行事や家庭の吉凶時や巫儀（村のタンゴル巫による賽神・洗霊の儀式）の時に用いる天幕や農具の楽器一揃い（フンガ・ソング）等がある。また喪輿を取納するための小屋もあって、その修理や屋根ふきも「村ごと」に属する。

部落祭には、コリジエ（ケリケ）と山神祭とがある。コリジエは部落全体の守護神の祭りで、毎年陰曆正月の十四日夜半に二人の男性祭官によってとり行われ、部落の入口近くの路傍の老木の根もとが祭場となる。祭官は予じめ里長が洞長と相談して、昔からのしきたりに従い、厳格な資格規程によって選ばれ、祭りの数日前から家族とともに斎戒沐浴を課せられ、祭物の準備にとりかかる。祭りは二人の祭官だけによって行われ、これが済むと翌朝祭官の家で村全体の飲福があり、この機会を利用して部落総会が開かれている。一方山神祭は、田植えが済んだ後の陰曆翌月の朔日か二日ごろの日を選んで、隣村女貴と共同で行われ、祭官と助手（下人という）の各一人づつが両部落から厳選される。山神祭は農作業の無事と豊年を祈願するもので、この日村人は全員が農作業を休む。また病虫害が発生した時にも同様にして臨時の「虫祭」が行われる。

洞契には毎年二名づつ「イム」と呼ばれる役が輪番制によって決められており、一年間の洞契の世話人となる。龍山では毎年陰曆の十一月十二日が洞契の日（修契日）と定められており、契員が一方の任司の家に集まる。この時村の共有財産、備品、村の諸事業、祭り等の会計報告がなされ、備品は全てその場に持ち出されて点検され修理補充が講じ

られる。

村の収入源としては、既に述べた山、海からの収入のほか、婚礼の日に新郎の家へふとんを運び込む際に青年たちが妨害してせびり取るお金（イブツカシ）、葬礼の列で喪輿の担ぎ手たちが喪主の親縁者からせびり取る越川金ワタルカシが、備品を他の村に貸し出して得る賃貸料等があり、支出では備品の修理と購入、祭りの費用、里長の必要経費、セマウル事業等の村の事業資金が挙げられる。

洞喪契　喪輿を担ぐには最低一六〜一八名の人手を要し、これに楽器を打つ者や旗を持つ者を加えると二〇名以上となる。この人員を確保するため村ではかつて任意参加による相互扶助的な運喪契（喪徒契ともいう）が組織されていた。これは二〇名余で組織され、喪輿を契の備品として常備するかもしくはその都度調達し、公平を期すために利用回数を契員一人について一回と規定する例が多かった。「自分が乗る喪輿を自分が担ぐ」という俗諺は、この契の相互扶助的性格を良く示している。龍山里には四〇年ぐらい前までこうした運喪契が常時四組ぐらい存在していたが、当時婦人会や振興契等によって推進されていた生活改善運動のもとで、浪費節約のため他部落に先がけて個別の運喪契を廃止して洞喪契を発足させるに至った。¹⁹⁾

洞喪契は部落を便宜上地域的に二分して組織されており、区域内に居住する世帯は全て自動的にその区画の洞喪契に帰属する。この区域内に葬礼があれば、利用回数を限ることなく無条件洞喪契によって葬列が編成され、毎年輪番制によって割り当てられる任司イムサが、「戸当酒米ホダシメ」の慣行によって、各戸から平等に米五合づつ（または麦一升）を徴集して経費にあてる。経費は二分され、半分を喪家へ、残り半分は現金に換えられて喪輿を担ぐ人々の飲食代、タバコ

代等にあてられる。また区域内の各戸は成人男性一名づつを出すが義務づけられており、やむを得ず出られない場合には労賃二日分の罰金を課せられる。但し例外として成人男性のない世帯・喪礼を知らずに外出していて村に帰れない場合、父母の祭祀の前日及び後日は規定により義務を免ぜられる。

龍山では村落を地域的に区分する伝統的な単位は、大小を問はず何ら存在せず、行政的な班及び洞喪契の区画のみが例外的なものである。

一般にどの村でも運喪契にかわって洞喪契が新しく組織される傾向があり、隣村北村では龍山より少し遅れて発足し、女貴では更に遅れて約二〇年前に成立した。しかし戸数の多い村や邑では今も任意参加による運喪契が見られる。

水利契 一九二六年から二八年にかけてこの地方がひどい旱害に見まわれた当時、龍山の有志を中心として貯水池建設が計画され、龍山・北村の農民たちが結束して水利契が組織された。

貯水池建設は当時の東洋拓殖株式会社と珍島内の個人から受けた合計六千円の融資と日本人技術者と住民の労働力提供によって行われ、その借金返済には、この貯水池の水を利用する者から蒙利畚の面積と等級に応じて徴集した水税があてられた。

完成後にも貯水池・水路の管理と水の監督のために毎年一人の「水監」を選び、必要に応じて水税を徴集してその経費にあてている。またこの水利契は一九四一年に前回の経験をもとに技術者に頼ることもなく村人だけの手で更にもう一つの貯水池建造に成功している。

一般の貯水池が政府の行府指導のもとに、道や郡によって建造され、その水税徴集機関として水利組合が組織されているのに対して、龍山の貯水池の特色は、純然たる村落レベルで発議され、伝統的な契の方式によって建造され運営されている自治的な性格にあると言えよう。数年前に国の政策の一つとして全国の水利組合と貯水池の統制の強化が試みられた際に、珍島内でも龍山里の水利契のみは郡に陳情してその自治的な管理運営をひき続き認めさせたことがある。

振興契　これも当時の有志たち数人を中心として、村民五四名の契員によって一九二八年に組織されたもので、その活動目標としては、一、親睦友愛、二、貯蓄奨励、三、消費節約、四、勤勉励行、五、学事奨励、六、弊風矯正良俗助長、七、産業奨励、八、保健衛生などが掲げられている。²⁰ 具体的活動としては、契員の毎月米一升つづの節約貯蓄、儉素実行として黒衣奨励、堆肥増産、未就学児童のための夜学設置、冠婚葬祭の経費節約、善行者の表彰などが行われ、かなりの実効を上げた。発足二年後には契員数も総戸数約八〇戸中七〇名に達し、貯金と共同作業（蠶作業の請け負い）による資金をもとにして共有財産として水田も購入した。

解放後もなおしばらくは村落の自治的組織として活発に活動していたが、近年ではすっかり停滞気味となっている。現在の契員数は六四名で、契財産として水田三マジキ（約六〇〇坪）と三〇万ウォンの基金を有する。

解放前の龍山里は当時の殖産振興政策のもとで洞契・水利契・振興契・婦人会・青年会等自治的組織のめざましい活動によって、模範更生村に指定されたことがある。

(二) 年齢集团的な性格を有する契

美俗契 壮年層の男性戸主三〇余名によって組織され、その活動目標として「村の美風良俗の助長、精神的な社会教化、人間改造、生活改善」等を規約に掲げている。この契はかつて村の青年会の中心人物として活躍し、現在では村の「有志」と仰がれ、かつ名目的ではあるがセマウル指導者のポストにある一人の人物によって主唱され、青年団以来の仲間が中心となって組織されたものである。この中心人物をはじめ契員はすべて伝統的な芸能に特別な愛着と技能を持つ世代に属しており、契の集まりには伝統芸能(民謡・パンソリ等)が欠かせない。このため村の人々は美俗契について多少皮肉をこめて、「集まって長鼓を叩いて楽しく歌い舞う契」とさえ評している。

契の活動としてはこうした親睦のほか、農閑期におけるセマウル事業の一環として奉仕活動を行なっているが、この方はまだ活発とは言い難い。

契シ(生活改善会) この契は婦人たちの親睦団体であったオモニ会を母体として比較的最近になって再編成されたものである。現在の主な活動としては、石けん・石油・マッチ・ラーメン・焼酒等の日用品を、当番制で分担して安い価格で大量に購入してこれを村民に販売しており、将来はこれによって得られる利潤を貯蓄して台所の改善などの身近かな生活改善事業の資金にあてることを計画している。

この契は、郡庁の傘下にある農村指導所の影響下におかれており、幹部たちは主婦の中でも他村の動向にも鋭敏な人びとで構成され、定期的に農村指導所の講習を受けて、これを村内主婦層に普及させる役割を担っている。

この契の共同購売活動は、村にある二軒の商店と利害が対立しており、また農業協同組合が独自に推進している面単位の協同販売店設置の計画と競合することが予想される。

龍山里には、以前にも年齢—世代的基盤によらない村全体の協同組合活動の一部として協同購売店と理髪店及び共同浴場を公会堂の一隅に設けたことがあった。このうち理髪店だけは、その後も続けられ、一九七三年の冬に新築されたセマウル倉庫の隅にも「セマウル理髪館」として新装開店している。この理髪館内の椅子・鏡・洗面設備・湯わかし・鏡などは全て村の協同組合当時から備品であって、村に住む歴代の理髪師（他部落出身）にそっくり依託されている。そのかわり理髪師は、いわば村の公務員として村人には格安の料金で奉仕することになっている。

契の範疇には含まれないが、婦人会・青年会についてもここで触れておく。

婦人会は昭和の初期に熱心な仏教信者であった一人の指導者によって組織され、それまで不活発であった青年会と連帯して、共同作業方式が採り入れられた。はじめに活動資金を得るため、田植え・除草・収穫等の農作業や夜間の共同藁作業をはじめ、貯水池建造の際の作業などを積極的に請け負い、時には他部落における作業にも参加した。こうして得た資金によって、村の共同沐浴場・公会堂・共同井戸の衛生施設など村の公共施設の整備拡充に努め、また家畜導入運動等によって村の自主更生に大きく貢献し、これによって道から表彰を受けたことがある。

婦人会はその後この献身的な指導者の老齢化と失明とによって推進者を失なうと次第に不活発となり、今日では青年会とともに名目的な存在にすぎない。²²⁾

(三) 門中契

父系血縁集団をさす言葉には、門中のほかにチバン(집안)・一家(일가)という用語があり、門中が公式的な場で用いられる傾向が強いのに対して、普通の日常会話ではチバン・イルカが頻繁に用いられ、また姓を冠した「〇家」という用法もみられる。これらの用語はいづれも珍島を地域的な領域とする暗黙の前提のもとに用いられており、族譜も所謂派譜のうちでも更に狭い珍島を地域単位とする派のみを抜粋したものが普及している。またこれらの用語が日常生活で用いられる場合には、漠然とした血縁関係の広まりを指すものではなく、その時のコンテキストに応じて何らかの一族間の協力がみられる範囲を指している。一族間の協力として最も主要なものは祖先の共同祭祀・共有財産・選挙等に関連する事がらであり、珍島を一つの外枠として分枝的な構造をなしている。

祖先の祭りには、各家庭で行われる四代祖以内の近親に対する忌日の祭^ノ祭^{ムス}祀^ムと五代祖以上の祖先に対する共同の祭り^ノ時^シ祭^ム又は^ノ時^シ享^ム及び省墓・臨時の祭り等があり、それぞれの機会に協力がみられる地域的範囲は、各門中の居住や財政上の事情等に依じて一様ではない。

龍山里では、I氏・P氏・K氏、C氏の各門中がいづれも村内でそれぞれ共同の時祭を行っており、門中ごとに事情は異なるが、その経費の捻出、墳墓や祭閣の管理維持のために門中契を組織している。このうちI氏とP氏では戸数が多く、かつ村への居住以後の世代深度が深いため、村への入郷始祖の奉祀のために、その子孫全員で組織している「大門中契」のほかに、下部セグメント別に行われる共同奉祀のための「私門中契」が別個に組織されており、村落内でも分節化がみられる。

門中契は財産として水田（門中査又は門査）を有し、その収穫によって契の必要経費をまかなう。

村人は全て出生と同時に父親の門中の成員となるが、門中契の成員の資格は成人男子に限られ、しかも世帯主でなければならぬ。また契員の資格は対外へ転出した後も持続されるが、珍島以外の遠方に転出した者の成員権はしだいに名目化してゆき、村に残った者へのみ種々の負担が増す傾向がある。

門中契は祖先祭祀を主目的とするため、一般に村への入郷始祖から数世代を経て、子孫たちによる祭りが家庭祭祀から共同祭祀に移され、そのための共同財産が準備される過程で形成されてくるものであるが、その成立の時期は子孫たちの財政的事情や同族間の結束度・祖先祭祀に対する熱意等によって大きく左右される。

門中内では、年齢による長幼の序は勿論のこと、世代（行列）間の上下秩序が極めて厳格であり、日常生活においても、また実際の祖先祭祀の場においても、特に祭りのやり方に関してには長老者の權威や発言力が大きい。その反面祭祀組織としての門中契の運営においては、輪番制に割り当てられる任司の役をはじめ、経費の面や共同作業等の規定された権利・義務の面では、原則的に契員の間で平等の精神が認められる。

三 個人の任意参加による契

婚礼・葬礼のための契

婚葬礼のために準備される契には、喪布契・賻儀契・護喪契・訃契（米契）・叫（餅契契）・나랏契（靛契）・濁酒契・豆腐契などがある。これらの契は、これまで紹介したA類の契に比べると、規模の面でははるかに小さいが、集団の

数では最も多くを占めており、家庭生活の上で非常に重要なものである。

喪布契と贖儀契は、契員の家庭に葬礼があった場合に、必要な物品や費用を贖儀として提供するための相互扶助的な組織であり、成人男性一〇名前後によって組織されるのが最も普通である。しかし集団ごとにその運営方法には若干の差異がみられる。また近年では主婦たちによって実家の父母の葬礼のために準備される喪布契も増えている。

贖儀の対象者については、契員の親喪（父親の葬礼）に限るという規定を設け、さらに契員一人につき受惠の回数を一回と規定することが多い。本来喪布契は、被葬者の死装束や喪主をはじめとする近親者・護喪者（被葬者の親友たち）の喪服・喪帽を作るための喪布を準備するためのものであった。昔（解放前）は、村で盛んに綿花を生産し、どの家でも綿布を織って自給していたため、長さを決めて現物を以って提供していたが、現在では全て市場や商店で購入しなければならぬ。また喪布のほかにも葬礼には、香・霊柩・旗・祭物・紙・蠟燭等が必要とし、また少し余裕のある家庭では、特別の花喪輿も準備する。これは、村の備品である組立式喪輿を用いずに、紙飾りの華やかな一回限りの喪輿を購入することが近年流行しているためである。このほか、喪家を弔問する来客や手伝いに来る門中の人々・契員仲間たちの接待のために大量の酒（濁酒・焼酒）・御飯やおかずも用意しなければならず、その一部を喪布契が提供する。こうした出資に備えて、喪布契では毎年夏と秋の収穫期に契員一人当り一定量の麦や米を出資し合って、責任者（任司）がこれを管理しつつ他人に貸し付けて利殖をはかっている。契員間に初喪がなければ、契の資金は増加してゆき、かなりの額に達すると毎年の出資を中断し、或いはこれを換金して田畑を購入し、その収穫から上る利益をさらに資金に組み入れてゆく。こうした契の運営にかかわる事項は、契冊と呼ばれる帳簿に、任司の責任によって全て記録され保管されている。

喪布契の一例として、一九六〇年に九名によって組織されたものを紹介しよう。

この喪布契の契員は、

| | |
|----------------|-----|
| P ₁ | 四五歳 |
| I ₁ | 四四歳 |
| I ₂ | 四一歳 |
| K ₁ | 四一歳 |
| P ₂ | 四一歳 |
| I ₃ | 四〇歳 |
| P ₃ | 四〇歳 |
| K ₂ | 三四歳 |
| P ₄ | 三四歳 |

の三姓九名からなり、年齢が近接している。その契則を要約すると次のとおりである。

○契員の親喪に限って賻儀を提供し、そのための基本資産を貯蓄準備する。

○役員として契長（契を代表し契務を統轄する）、財務（総会の決議に依り契財産を管理監督する）、任司（契財産を保管し、契長を補佐し契長に支障あれば契長を代理する）の各一名をおき、契長・財務は無記名投案により任期を三年とし、重任できない。任司は一年ごとの順番制とする。

○賻儀として広木（綿布）一疋（六〇尺）、麻布二疋、焼酒一樽（二四升）、靈柩一枚、窓紙一卷、奠酌一件（鶏大首、

焼酒一升、果甫若干）を献納する。

○献納品は契財産から行い、不足分は全契員に賦課する。

○受契は契員一人一回とし、受契者は総会で受契誌に捺印し、本契員のうちの一人を保証人とする。

○賦課された納入額を一回でも不履行すれば契を脱退したとみなし、受契者である場合には保証人がその返済を代
行する。

○契資産は、毎年一人当り秋収時に粃半呎（二呎は五斗）、夏収時に裸麦半呎を収納し、利殖貯蓄する。

○定期総会は年一回、陰曆十一月中とし、臨時総会は契員二名以上が望めば開く。

○総会は全員参席（代理を認める）で開く。

○契則改正は総会の全員賛成による。

この契は喪布契の中でも契則がよく整っているものであり、普通の喪布契では役員に関する規則を何ら明記しないこ
とが多い。これは任司の順番制と資産保管の役割があらゆる契組織の常識となっているためである。

この契では、一九六〇年秋の収穫後に第一回目の出資を行ない、それ以来資金の貸付け利殖を行なっている。その
利殖の情況はほぼ次のとおりである。

一九六〇年末……契員の第一回出資分として粃四呎半（二呎は五斗、半呎×九人）これを年利二五%で貸し付ける。

一九六一年末……元本十利子十第二回の出資分Ⅱ粃残高一呎六升二合五勺、夏の裸麦第一回出資分として四呎半。これを年
利三〇%で貸し付ける。

一九六二年末……秋穀の出資を中断し、夏穀の出資のみ行なう。粃残高一三呎七升二合五勺（乾燥により若干縮穀分あり）
裸麦残高一〇呎一升

一九六三年末……夏穀秋穀ともに中断する。粃残高一六呎一斗七升裸麦残高一二呎二斗三升

一九六四年末……夏秋ともに出資なし、脱退者一名（村外移住）に出資分として麦三呎余を支給する。

粃残高二二呎二斗

裸麦残高一二呎二斗三升

年末に臨時総会を開き、水田購入を決議し、粃八呎（契員各半呎づつの臨時出資分十年利五割で借入額四呎）を追加し、総計粃三〇呎二斗・裸麦一二呎二斗三升を売却してその代金五七、四二〇ウォンで水田二斗落（約四〇〇坪）を購入する。

一九六五年末……小作料収入三呎半と秋穀出資分（各人二斗づつ）により前年度借入分の六呎を返済す。この冬から農地税を支出。残高粃一斗。

一九六六年末……夏穀出資分計一呎と小作料収入五呎余・藁の売却代等の収入により契員Pの親喪贖儀分の粃六呎・水税（水利契）・農地税・脱穀料を支出す。

残高粃一升

一九六七年末……収入として小作料三呎・藁売却代、支出分として脱穀料・水税・期成会費（学校維持費割り当て分）・農地税残高粃二呎

一九六八年末……収入として、小作料六呎二斗七升、利子四斗、藁代、支出分として脱穀料、水税、期成会費・農地税残高粃九呎一斗五升

一九六九年末……収入として小作料五呎一斗、利子三呎三斗六升、藁代、支出として水税・脱穀料・豚肉代（宴会用）・農地税

韓国村落社会における契

残高粃十二呎四斗七升

一九七〇年末……収入……小作料五呎一斗、利子五呎九升（一部を換金する）、支出……脱穀料他、残高粃一五呎四斗、現金一七〇八〇ウォン、翌正月の臨時総会で粃七呎四斗を二三四〇〇ウォンに換金する。

残高粃八呎、現金四〇四八〇ウォン・

一九七一年末……収入……小作料粃六呎二斗、利子粃二呎二斗、現金利子一五六九二ウォン粃残高全てを六七三八〇ウォンに換金し、残高現金一一九四四四ウォンに、年利四割で任司からの借入金三五五六ウォンを合せて、水田七斗落を購入する。

一九七二年末……収入……小作料五呎一斗、夏穀出資分として金四五九〇ウォン、支出……借金元利五一三七〇ウォン・脱穀料・農地税、赤字分二九三〇〇ウォンを年利四割で任司から借入

一九七三年末……収入……小作料五〇一五〇ウォン、支出……借入金利一一三〇〇ウォン・水税・契員₁の親喪贈儀分として二二八九〇ウォン支給、₁の父親の送別金。

残高赤字分二〇七八〇ウォンを年利四割で任司から借入す。

（但し以上の収支には、繁雑を避けるため修契日当日の会費と支出分は省略してある。）

餅契（米契）・₁ ^{ナラツ}契（粃契）・_ト契（餅契）・豆腐契・濁酒契は、それぞれ婚礼の宴に必要な御飯・餅・豆腐・濁酒を提供するための相互扶助の契である。これらの契はいづれも五人乃至十人ぐらいの少人数の主婦によって組織されており、喪布契と同様に平等を期すために受惠の回数を定めて一定量の米、粃、餅、豆を提供する。餅契では、米のままあるいは各自が紛に搗いて任司の家に持ち寄って共同で餅を作って婚礼の家に運ぶ。濁酒契には、婚礼と葬礼をかけるもちで行う例もあり、また男性一五人以上の多人数によって組織されるものもある。現在では自家製の濁酒（マッカ

ルリ)が法的に禁じられているため、以前のように家庭で大量に作られておらず、このため現物でなくこれに相当する金額で納めるようになっていた。豆腐は婚礼の宴には欠かせない食物とされ、大量に消費される。このため豆腐契では一定量の豆を持ち寄って大量の豆腐を作って提供する。

親睦のための契

契員の親睦以外には特別の目的を持たない契として、親睦契・永睦契・忘年契・軍友契・班長契・承祐契・独身契・甲契・煙草契などがあり、これらを総称して一般に親睦契と呼んでいる。

これら親睦の契が発足する契機はさまざまであるが、全てに共通する点は年齢の近接による契員間の親しい絆である。とりわけ甲契はその典型的なものであり、同甲者すなわち同齡者だけによって組織される点に特色がある。甲契は数ヶ村にまたがる例が多く、また最近では夫婦同伴で出席する甲契が増えている。女性だけの甲契は見られない。また親睦契は契員の何か特別の共通した体験に基いて組織されることも多い。日政時代の班長たち八人(この村は八つの班に分けられ、区長の下に班長が存在した)によって組織された班長契、軍友たちの軍友契はその典型的なものである。村の工場(脱穀、精米の工場)が解散した時に、経営者や従業員たちがそのまま解散してしまうのが名ごり惜しくて結成した親睦契も村に二組みられる。独身契というのは、兄弟がなくて同じように孤独は境遇にある独子たちが組織した契である。

煙草契を村人たちは、담배안피우는契(タバコを喫わない契)、と呼んでいる。これは村の成人男子のうちタバコを喫わない者及び喫わないと誓った者九名で結成したもので、タバコ代の分として毎月三百ウォンづつの貯金を續けて三年間にすでに約十萬ウォンを貯蓄しており、近い将来水田を購入する計画がある。もし禁煙を破れば契から除名さ

れ、出資金が没収される。

これら親睦契も、契員の家庭に婚礼や葬礼があれば、慣例として何らかの贈儀や祝儀を出す例が多い。

貯蓄のための契

貯蓄を主目的とするものには、日本の頼母子講に良く似た貯蓄契がある。契の中で最も経済的要素の強い契であるが、これにも契員の婚葬礼の際に相互扶助贈儀を提供するものや、親睦を強調するものもあるが、また一方では純然たる貯蓄や融資だけを目的とするものもある。こうした経済的要素や目的性の強い貯蓄契は、家計にかなりの余裕のある者たちによって、近い将来に予想される出費に備えて組織されることが多く、予じめ契員一人当たり受けとる受給額と受給の順番及び各人の出資額が決められる。契員数が多ければ受給額はそれだけ多くなり、家計に余裕があつて、多額の資金を早く手にしたい者は早い順位を希望し、これとは逆に余裕があまりなくて特に急がない者は、遅い受給順位を望む。また出費を必要とする年度が定まっている者は、受給順位をこれに合わせて希望する。

現在村では、大規模な貯蓄契が全一段落した時期に当り、隣村北村の者を加えて組織された受給頭五〇吠の貯蓄契が最大の規模である。このように大規模な貯蓄契には、数ヶ村にまたがる富祐層の間で組織される場合がある。

現在龍山里だけで組織されている貯蓄契の例として、契員六名による受給額三一吠の貯蓄契の受給順位と各人の毎年出資額は次のとおりである。

〈表〉

| 受給順位 | | 契員名 | 出資額 | | | | | | | | | |
|------|---|--------|-----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6 | 5 | | 4 | 3 | 2 | 1 | 1974年度 | 1975 " | 1976 " | 1977 " | 1978 " | 1789 " |
| | | A (I氏) | 受 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | | B (I氏) | 10 | 受 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | C (K氏) | 8 | 8 | 受 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | D (P氏) | 6 | 6 | 6 | 受 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | E (P氏) | 4 | 4 | 4 | 受 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | F (I氏) | 3 | 3 | 3 | 3 | 受 | 受 | 受 | 受 | 受 | 受 |

(単位は^{キセル}呎とする。)

この契では、受給順位一番の者は、初年度に三一呎受けとるかわりに、以後五年間に毎年十呎ずつ、合計五〇呎を出資することになり、これとは対照的に最後に受けとる者は、初年度から毎年三呎ずつ合計一五呎の出資をするだけで、最終年度には三一呎を受け取ることになる。

この契のように順番を決めて一定の期限内に全員一定額を受けとる例のほかに、特定の目的を持たずに親睦を兼ねて共同貯蓄する契もある。これは全員が毎年定期的に定額を出資して契資金として利殖をはかるもので、多額に達

すると農地を購入して共同耕作にあたり、あるいは小作料の収入を得て、これを元本に加算して利殖を続けてゆき、ある段階に達した時に全額または一部を契員に分配する方式がとられている。こうした貯蓄契は、一般にかなり長期間にわたって存続し、契員の家庭に婚礼や葬礼があれば扶助、贈儀を提供するものも多く、また家普請や屋根改良、回甲（還曆）の祝い等にも祝儀を出すことがあって、一般に親睦的な性格が強い。

食器契（ユキ契）、屋根改良契

村に新しい物が導入される時期には、それを購入するための特別な契が結成される。十年ぐらい前に金属メタルの食器が出回り始めた時には、村中にいくつもの食器契（ユキ契）が一勢に組織され、短時日のうちに全戸に金属器が普及した。また藁ぶき屋根をスレート屋根に改良するための契が、初めての試みとして村に一組結成され、契員全戸の屋根替えを三年前に済ませて解散した。現在村には屋根改良契は一組も存在せず、改良を計画する者は貯蓄契を利用してゐる。また現在（一九七五年二月三月）進行中の電気の架設工事が終了すると、龍山にもテレビ契が一組発足するという噂がある。これらの契も特定の目的のために組織される貯蓄契の一種にはかならない。

発動機契・技能契

これらは、発動機と脱穀機の共同購入と共同利用のために組織された契である。技能契は、一九六六年の春に、村の工場（脱穀・精米・精粉の工場で経営者がしばしば交替した）が閉鎖された時に、従業員九名が組織したもので、この年の夏から麦と粳を出資して、これを村人に貸し付けて利殖を始めた。次年度からは出資を中断して、貸付けの利殖だけによって基金を増やしてゆき、一九七一年春には、麦一〇畝半、粳一五畝に達し、これを売却した代金で多目的動力農機具一式を購入した。これは原動機、精米機、脱穀機（二種）からなり、その利用は契員の自家用に限られて

いる。契員の資格の一つとして原動機の運転・点検・修理を出来ることが条件とされ、新規加入者にも門戸を開いている。新規加入は契員の2/3以上の賛成を要し、契財産の契員一人分相当の出資額を納めなければならない。またこの契では、子供の中から一人を選んで相続させることができ、六七年には契員一人の死亡に伴い、長男が相続した例がある。この契はまた、婚葬礼の相互扶助にも力を注ぎ、契員の直系尊属の死亡時には、初五呌を賻儀として給付することを規定している。また活動の一環として農業技術者を招待して、新しい営農法や技術習得のための講習会を開いて、地域社会の啓蒙に寄与することを契則に掲げているが、この点に関してはまだ活発ではない。

學契・冊契

龍山里は、かつて書堂教育の盛んな村として珍島内に知れわたっており、他村からも通学する者があった。この書堂における子弟教育のために組織されたのが学契であり、村内で最も永い歴史を持つ契である。学契は、道光二二年（一八四二年）に一四名の村民によって始められ、数年後に二名の脱退者を出して以後は、一一名の契員によって、主として長子を継承者として続けられ、書堂が廃止された後は、親睦的な契として今日に至っている。またこれより遅れて、約九〇年前に村にはもう一つの学契が組織され、書堂も別個に建てられた。旧来の学契を大学契と呼ぶのに対し、後者は新学契または小学契と呼ばれ、しばらくの間村には新旧二つの学契と書堂が存在した。学校教育の開始以後も書堂は農村における伝統的な教育機関として大きな役割を果たし、解放数年後まで農閑期を利用して細々と続けられていた。学契は、学費（先生への謝礼・学用品・灯火費等）の捻出と書堂の維持を目的とし、契員以外の者は個人負担によって諸経費をまかなった。大学契では一一名の契員によって利殖が行われ、かなりの農地を所有してその小作料を資金にあてていた。書堂の廃止後は、一一名の契員が創立時の先祖一一名と歴代の恩師たちの学徳を記念

するため、水田を売却した資金で祭閣を建立し、残った水田の小作料で毎年一回時祭を共同でとり行なっており、現在ではこの祭祀と親睦を主な目的としている。

また同じく書堂教育や村民教化の公共的な目的のために、村の教育熱心な有志を中心として組織されたものに冊契があった。これは書堂の教科書類を主とする書物を共同購入して、村民に貸与するものであったが、記録類の散逸により発足から解散までの経緯を詳しく知ることができない。

四 契集団の構成

以上に述べたとおり、龍山里における契組織のうち、とりわけ個人の任意参加による契集団は、家庭生活に欠かすことのできない冠婚葬祭を始めとする家計上の多額の経費捻出と相互扶助を直接の目的とするものが大部分を占めており、農村生活はさまざまな目的の契組織を前提としていながらも過言ではない。どの家庭においても、不安なく家庭生活を送るためには、最低何種類かの契に参加していなければならない。このため村人は誰でも、成人に達する頃から家庭の事情に応じて、種々の契を分担して準備し始めなければならないとされている。契に参画することは、家族内における一定の役割と責任を担うことを意味すると同時に、契仲間を持つことは村の成員としての信用とステータスを得る上でも重要な意味を持っている。

このように村落生活とりわけ家庭生活の上で、契が必要不可欠であるという認識は、村民の間に広く徹底しており、この点に関して疑問を抱く者はない。こうした現実的な背景から村人は、幾種類かの契に参加することが強く要

請されているが、その反面、どの仲間に参加するかは、全く個人の自由に委ねられており、本人の主體的な判断と意思が十分に尊重されている。従って本人の意思に反して特定の集団に参加を強制されたり、義務づけられたりすることは考えられない。これは家庭生活及び村落生活の安定が契制度の秩序を前提としており、契の秩序は個人の自由意思の原則の上に成立しているためである。

このように個々の契集団は、個人を成員とすると同時に、家庭生活上の要請に応えるため、家族を一定の構成単位としており、当然のことながら、同一の契集団に特定の家族員の二名が参加することはない。

また契集団は、発足した後に新規のメンバーの加入を認めることは、極めて稀であり、契員の交替や脱退についても厳しい条件を設けて規制する例が多い。契員の交替が認められるケースとしては、契員が死亡したり高齢に達して事実上契員として活動できない場合に、その権利や義務を子が引き継ぐ場合が考えられる。こうした契の相続に関しては、契則で規定している場合があり、珍島では一般に親の指定に拠っている。契の相続は、契集団がかなり長期にわたって存続し、なおかつ完結しない場合に行われるものである。多人数による契は、メンバー一人当りの負担を少なくして、一時に多額の給付を可能とする利点があるが、その反面全員が平等に給付の恩恵に浴するまでにはそれだけ長い時間を要することになる。従ってその間に契員の村外移住や死亡等によって契の公正な運営に支障をきたす危険性が高い。このため契は一般に発足時からなるべく人数を制限して、数人乃至十人前後の規模とし、また受給の回数も一人につき一回づつと規定して、適度な年限内に当初の目的を完遂するように配慮されている。

同一目的の契であっても、個々の契集団ごとに、成員の年齢層が異なり、それに応じて家庭生活上の要請や、契への参加の心構えもそれぞれ異なる。また同一集団のメンバーの間ですら必ずしも同じ条件とは限らない。従って、よ

似た条件のメンバーによってかなり計画的に準備される契集団においては、ほぼ予定どおりに当初の目的を遂げることが可能であり、特に経済的要素の大きい貯蓄契や屋根替え契などにおいては、発足当初から年限を定めて準備することが可能である。また婚礼のための契も、契員間で調整しながら婚礼準備の一つとしてかなり計画的に行われる。

これに対して葬礼のための契は、不測の時に備えてかなり早い時期から準備されることが多く、また条件の似かよった者どうして構成されていてもなおかつ当初の予想以上に給付時期にばらつきが生じることがあり、全員に平等に給付が行きわたるまでに時間がかかりすぎる場合がある。こうした場合にはまだ中途であっても全員が相談の上、まだ給付を受けていない者に対しては相当額を給付して決算を済ませて、契を一但終結させることがしばしばみられる。

脱退が認められるのは、正当な理由によって村を離れて遠方に移住する場合であり、この場合には原則としてまだ給付を受けていなければ契から出資相当額を付され、すでに給付を受けた者は相当額を契に返納しなければならぬ。また契員としての義務を果たさない者に対して除名することを明確に規定している例もあって、この場合既に納入した額は全て没収される。しかし実際にはこうして除名されるケースも極めて稀であって、契則に何ら規定を設けないことがむしろ普通である。契から除名されるような者は、少なくとも村においては円滑な社会生活を営むことは難かしい。村においては勿論のこと、村外へ移住した後にも親族関係の結び付きによって、村との関係を絶やすことはなく、殊に近親者の婚礼、葬礼や両親や祖先の祭祀には建て前の上では帰郷しなければならぬとされている。従って実際には脱退や除名という形式をとらずに、近い親族の者がその権利や義務を代行する方法がとられており、また始めからこうした場合に備えて、同じ契員の仲間のうちの一人を連帯保証人とすることを規定した契がかなりみられる。このように契では、発足時から解散時まで同じメンバーで、全員に平等に権利と義務が遂行されることを理想

としており、そのための配慮がみられる。

契の構成員は、契の目的に応じて表に示すように、性、年齢層の上で特色がみられ、個々の契組織を例にとると契員の年齢幅はさらに狭くなり、いづれの契もほぼ同年齢層を基盤としている。

〈表〉

| 契の種類 | 目的 | 構成員 | 年齢層 |
|----------------|------|-------|---------|
| 米、粿、餅 契・豆腐契 | 婚 礼 | 嫁主婦 | 30代～50代 |
| 濁酒契 | 婚・葬礼 | 戸主／主婦 | 〃 |
| 喪布契 | 葬 礼 | 戸主／主婦 | 20代～50代 |
| 貯蓄契 | 多目的 | 戸 主 | 20代～50代 |
| 親睦契 | 親 睦 | 戸主／主婦 | 20代～老年層 |

契の役員としては、任司（イムサ）の役が最も重要であり、このほか契の性格に応じて契長や財務等が適宜おかれることもある。契長がおかれる場合でも、先に挙げた喪布契の例のように、任期を定めて選挙によって選出する例は極めて稀であり、普通は最年長者が自動的に契長となるのが常識であって、ほとんど名目的なものにすぎず、契の運営においては何ら特別の役割がない。

任司は一年交代の輪番制を堅い原則としており、総会（修契）は必ず任司の家で行われる。この日に契員は積

み立て額（出資額）を持って集まり、任司がこれを帳簿（契冊）に記帳し、契資金の確認を済ませてから、契冊を添えて翌年度の任司に渡し、任司役の引き継ぎが行われる。

契員の間では、出資の方法や受恵の権利をはじめ、任司の役の輪番制に至るまで、全員が平等の権利と義務とを有しており、特定の個人が契の運営や方針に発言力を強めたり、契を主動したりすることがあつてはならないとされている。平等、互恵こそ契における最も基本的な精神であり原則となっている。この原則は規約の中で特に強調されることがなくても、契方式における常識として村人の間に徹底しており、これを無視することは村の社会秩序を乱すことになる。個々の契集団内部におけるこうしたリーダーシップのあり方は、契集団の相互間にも認められるところであり、特定の契集団が村落内で大規模な組織を形成したり、経済的・政治的な発言力を有したりして全村民の社会生活に影響力を及ぼすことは有りえない。契の構成基盤が血縁関係（門中）であるとか近隣とか経済的階層等の固定的・継続的な関係に拠らずに、個人間のパーソナルな信頼関係に置かれている点、個々の契集団が成員数の上でいづれも同規模の小集団であり、集団としての存続期間もみな限られていること、及び個人が同時に複数の契に加入していること等がこのようなリーダーシップの構造を支えていると考えられる。

しかし強いリーダーシップが抑制されているとは言え、一方では契の発足にたづさわるような世話役的な人物や、多くの人々から勧誘を受け、多くの契に参加しているような人物が、同時に村の社会生活の上でも重要な位置を占めていることは言うまでもない。こうした人物は社会関係のネットワークの上で結節点に立っており、村人の人間関係の上で潤滑剤の役割を果して村落の協調と連帯の維持に大きな貢献をしている。

次に契集団が発足する過程を少し具体的に見てみよう。

契集団はいづれも最初は二、三人程度の互いに親しい者が発起人となって計画が立てられる。契員の人数を決めるに当っては、契の目的と家庭事情に応じて契員一人当りの給付額の目安をまづ決め、各人の負担出資額を考慮の上、普通一〇人前後に定められる。

発起人たちは予じめ各自の親しい友人の中から希望者や候補者を何人か選んでおき、寄り集まって相談しながら全体の人数を煮つめてゆき、ほぼ予定の人数にまとめあげる。契集団はいづれも本来の直接の目的のほかに、相互親睦的な性格を有するため、メンバーの構成は基本的には個人的に親しい人脈に基づいて行われるが、それと同時に全体の協調と信頼関係が保たれるように、特定の近い親族関係にあまり偏ることのないように配慮がなされる。

こうして結成される契集団は、目的のための一定の契約関係に立つものであるが、個人間のパーソナルな関係に基づいているため、その親睦的な側面はいつまでも発足時のままに保たれるとは限らない。また契員に対する給付が一人づつ済んでゆくに従い、すでに給付を受けた者たちには、契に対する熱意や関心がしだいに薄れてゆく傾向が一般にみられ、全員に対する給付が済むと契は原則として解散される。しかしながら契員の間に通じた要望があり、信頼関係が保たれていれば、解散せずに受惠の回数を一回づつ増やす等の規約の改正をして、さらに延長することもあり、場合によってはすっかり別の目的のための契に再編成されることもある。とりわけ老人層の間では、当初の目的を済ませた後に親睦の契に再編成する例が頻々見られる。

このようにして、村の内では数多くの契集団がたえず発生し消滅または再編成を繰り返しており、常に契集団の新陳代謝が行われている。この点で契集団は、出生や居住によって謂はば自動的に成員権が定められる父系血縁集団Ⅱ門中や、地域集団 (territorial group) としての村落組織とは異なり、これらが永久存続を指向する組織であるのに対

して、契集団は明確な目的と目的遂行のための整った組織体を用意してはいるものの、メンバーシップの上で、永続的な基盤を持たない点に特色がある。

契は既に述べたとおり、家庭生活の要請に依じて準備されるものであるため、家庭の事情によって必要とする契の種類や必要度にもかなりの差がある。次に婚礼、葬礼のための契を例にとつて、家庭生活の側から契の実際面を見つみよう。

村における家庭生活は、一般に直系家族によつて営まれており、次・三男夫婦はそれぞれ短期間（伝統的には約三年間）を父母―長男夫婦と同居して過ごした後、順々に独立するのが習わしである。従つて家族は一般に直系家族と夫婦家族の周期を繰り返しつつ、兄弟間（クンチブーチャグンチブ間）の協力がさまざまの面に見られる。

喪布契の場合をみると、男子は二〇歳に達する頃から両親のために契を準備し始めるのが習わしで、早くから充分な準備をしておくことが孝道の一つとされている。珍島においては次、三男も父の家産の中から農地や家屋を与えられて、村内にチャグンチブ（分家）として独立する場合には、長男と協力して両親の葬礼の費用を分担しなければならぬとされており、そのため兄とは別個の契に参加しておかなければならない。また喪布契は家庭の経済力を考慮の上、葬礼の規模を想定して準備されており、葬礼の規模は弔問客の数と接待の質と葬列の規模によつて決まる。両親をはじめ家族員の親族関係と交友関係は、予めある程度把握できるので、これをまづ念頭におき、次に家計を考慮の上、来客に対する接待をどの程度にするか（派手に振るまうか質素にするか、豚や鶏・魚・酒・タバコ等をどのくらい出すか等）だいたいの計画をたてて、これに要する費用をまかなえるように契を準備するのが理想的とされている。葬礼に際して喪主は、まづ初めに葬式をとりしきる「護喪」の役を決めて、準備にとりかかってもらう。「護喪」の役に

は、葬式の範囲を広くするために同門中の者は避けられる。⁽²⁵⁾「護喪」はまづはじめに喪主と相談して、どんな契が何組準備されているかを確かめ、葬式の規模を決めてから訃告を出す範囲を決定する。村の者はほとんど全戸から弔問に来るので、弔問客の数は村外からの数によって大きく左右される。兄弟数が多ければおのずから交友関係、親族関係も広まるため弔問客が増加するが、同時に兄弟の数に応じて準備される契も多くなると見てよい。また他村に嫁いだ娘も、実家の父母のための喪布契を準備することもあるので、姻戚関係の広まりは葬式費用の支出の増加だけを意味するものではない。

葬式は一般に死後の三日後に行われるが、家計に余裕のある家庭では五日葬を行うこともあり、その間、村内の親族の女たちが集まって喪服を作り、男たちは莫大な量の食事（肉・魚・菜・チョン等）の準備をして、弔問客の接待をする。護喪には葬礼を熟知した者が選ばれ、護喪は決められた枠内で葬礼を計画し、弔問客と喪主の家の双方に失礼の無いように、過不足なく運営しなければならない。葬礼の期間中に、予定に反して酒や食物（特に豚肉や果実）が不足したりすると舞台裏の方で紛糾し、護喪の責任が問われることにもなりかねない。

喪輿の支給を規定している喪布契を兄弟で何組も用意している場合には、花喪輿が二台も三台も支給されることになりかねないので、喪主とその兄弟、護喪・各契の任司たちが集まって協議し、重複しないように調整される。従って葬式があればいくつもの契の任司やメンバーが、契員の家を歩きまわって相談したり金品を準備したりするため、村中があわただしくなる。

婚礼の場合もこれとほぼ同様であるが、男たちよりも主婦たちの往来が目を引く。米や粃の契のメンバーは、任司から連絡を受けるまでもなく、婚礼の家に米を持ちよる。婚礼の家では一人づつから拵で測って受けとって記帳を済

ませ、そのあと食事を振る舞う。

婚礼はまづ新婦側の家で行われ、これが済んでから新郎の家で宴が開かれる。結婚して新居を都市に持つ場合でも、結婚式は両者の実家で行われることが多い。結婚式の当日は親族や友人たちや村の人々が祝儀(早志)を持ってやってくる。こうした来客を接待し、その家族へのみやげ(イバジイバジ)として餅・果物・魚など当日の食物を少しづつ持たせなければならない。これらに要する酒・ごはん・餅・魚・豚肉・果実等を支給するためにも、契が不可欠であり、子供が結婚適齢期に達するまでには、これらの契をできるだけ準備しておかなければならない。従って子供の多い家庭では、それだけ多くの契に入っていなければならない。結婚式はほとんど全て、収穫後の十二月に集中して行われ、新郎の家には村の人々が集まって深夜まで庭で焚き火を囲み、村の楽器を打ち鳴らして歌い舞う。舞い一つつ終る度に庭にむしろが敷かれ、お膳に酒と肴が出される。契を多く持っているような家庭では、当然ながら村の中に親しい者も多く、従って祝福に集る客たちで夜おそくまで賑わうが、これとは逆に、契を多く持たない家庭の婚礼は余り賑わない。村の人々は、こうした各家庭の事情を良くわきまえており、遠慮なく出かけて行って飲み食いすることもあれば、様子をみて控え目にすることもある。

婚礼のための契は、食物の支給を直接の目的とするものであるが、契を持つ動機は決してそれだけではない。子供がまだ小学生の頃から契に加入している母親たちも実際には少なくないのである。こうした主婦は、直接の目的よりも婦人たちの仲間の横の親密な結びつきによる娯楽や親睦のために加入していると見るべきであろう。

修契日は農作業が終った後の陰暦十一月をピークとし、翌年二月ごろまでの農閑期に開かれる。殊に穀物による積み立てをする契では、収穫が済むとまもなく村中一勢に修契が行われるため村は活気を呈する。そして契を多く持つ

ている者は、仲間で寄り合つて飲んだり食べたりして楽しむ機会が多くなるため、寒くて長い冬の農閑期を退屈することなく過ごすことができる。

では村には一体どれくらいの契が組織されているのであろうか。この問いに答えることは村人でもかなり難かしいようである。まして研究者にとつては、一村落を対象とした契に関する詳しい調査がまだ行われたことがないため、見当もつかないのが実情であった。村には各種類別に新旧さまざまな契集団が入り乱れて存在しており、既に述べたとおり、契の中でも、発足後かなり歳月を経て、大多数の契員に対する給付が済んだような契では、次第に契員の熱意が薄れてゆき、単に義務だけを果す関係と化している例も見られる。喪礼や婚礼のための契や貯蓄契・親睦契には、個々の集団に個有の名称がないため、自分が持っている個々の契集団に言及する場合には、例えば「八人の喪布契」、「六人の米契」というように契員数を付して区別するのが普通である。²⁷ 発足後しばらくの間は、これら契員の名を全て挙げることもできて、余り長期間に及んで、契員間の日常生活における協力や信頼関係、例えば後に触れる労働交換Ⅱプマシの関係などが薄れてゆき、単に契本来の目的の有事における権利、義務の契約的な関係に留まるような場合には、他の契のメンバーと混乱が生じたりして、記憶があいまいになりかねない。特に婦人たちの契（婚礼のための契）は、ほとんどが積み立てによる利殖を行なわないため、契冊も存在しない。その上新旧さまざまな契が入り乱れているため、自分が持っている契の全てについて、契員名を完全に記憶することは必ずしも容易ではない。これはまた、契への参加が、個人的な親しい人脈に基づくためでもある。「契を持っている」という表現は、主として家庭の将来のために準備できている、自己にとって有効な契について言うのであって、給付を受ける権利を持っていることを意味することが多い。こうした契については調査が容易であるが、すでにほとんど終りかけた契まで全て

を網羅的に調査することは容易ではない。

村の一五の家庭における、主として現在準備されている契に関する資料に基づいて、村全体の契集団の数を概算してみるとほぼ次表のとおりである。

〈表〉

| 契の種類 | 組織数 |
|---|------------|
| 米契・ <small>サル</small> 粃契 <small>オラク</small> …………… | 二〇 |
| 餅契 <small>トク</small> …………… | 二五 |
| 豆腐契…………… | 一五 |
| 濁酒契…………… | 八 |
| 喪布契・賻儀契…………… | 二〇 |
| 親睦の契…………… | 二〇 (甲契を除く) |
| 機能契その他…………… | 四 |
| 貯蓄契…………… | 一五 |

この表の数に、もうほとんど終った契を加えると契の数はもっと多くなることが予想される。村人による概算では、誇張や錯覚によるためか、筆者の概算をはるかに超えており、総計二〇〇を下らないという意見が支配的であ

る。

以上に述べたとおり、村には婚葬礼の契をはじめとして多数の契が組織されており、そのメンバーは部分的に重複しながら、全てが異なる。個人は新旧さまざまの多数の契に同時に参加しており、また世帯を単位としてみると、さらに多数の契に間接的に関与していることになる。契の中には村外にもメンバーを有するものがあるが、これら少数のものを除けば圧倒的多数が村の住民だけによって組織されており、村を一つの境界としてその内に多数の契が重層している。

五 契と金融・労働交換体系

貯蓄契はもとより、何らかの積み立てを行なって自己資金を準備して利殖活動をしている契は、すべて村における金融機関としての性格を有している。

貯蓄契のうち、子じめ共通の受給額と受給順番を決めてスタートする契では、既に紹介したとおり、受給する番に応じて利率を考慮の上、各自が毎年出資する額に格差を設けている。従って早く給付を受ける者は契から融資を受ける立場になり、逆に遅く受給する者は投資する立場にまわることになる。また全員が毎年一定額を積み立てる契においては、資金を村内の希望者に貸し付けて利殖を計っており、資金に余裕のある契では、さらに有利な利殖の方法として、農地（契畚）に投資を行なっている。村では現在労働力が少し過剰気味であり、一般の折半による小作料方式であれば、小作を希望する者が多い。このため契畚の耕作（小作）は契員内で行われており、しかも耕地の少ない者

を優先する例が多い。従って契番を有する契では、利殖と小作料ばかりでなく、契員自からも耕作することによって利益を得ることになり、契員自身の生活を保障するという側面をもっている。

契資金の利殖の責任は、任司に任されており、秋の修契日の場で、次年度の任司に引き継がれ、前年度の任司は利子を添えて資金全てを次の任司に引き渡さなければならない。修契の席では、利率だけを決めて、任司に後の判断を任せており、契の共同資金を任司に直接貸し付ける形式をとっている例も多い。

村人が多額の資金を必要とする場合としては、①農地の購入、②家屋の新築、③屋根の改良（スレート又はトタン化）

④農機具の購入等がまづ挙げられる。次いで少し額の小さいものとしては、⑤学費、⑥婚礼の費用、等があり、また緊急のものとしては、⑦病気の療養費が大きな比重を占めている。農民たちのこうした要請に応えるための金融機関として村人が利用し得るものとしては、契以外にめぼしいものがないというのが現情である。珍島農村における農民金融のこうした実態は、伝統的な地域構造に深く根ざしていると言える。すなわち交通—通信機関の未発達、村人たちの社会、経済的な生活圏を規定しており、農村独特の定期市場の制度が流通と社会生活の要として重要な機能をもち続けている。珍島は、こうした定期市場を要とする四つの経済圏に分かれており、四つの市場の市日は全て異っていて、商人たちが常に珍島内の市場を巡回している。一つの市場圏は、ほぼ徒歩によって日帰りが可能な範囲であり、龍山里が属する十日市までは、村から徒歩で約五〇分ぐらいの距離がある。十日市の市場圏は臨海面・智山面の大部分に及んでおり、これは同時に村人たちの最も重要な情報圏でもあり、また通婚圏の面でも大きな意味を持っている。町（珍島邑）はこの市場圏の外にあって、村人と町との間には社会的、経済的な断絶が見られる。また親族関係の面でも、珍島では父系血縁集団が著しくローカライズしており、村落の境界を越える機能は、祖先の祭りや選挙

時の連帯にほとんど限られていると言っても過言ではない。⁽²⁸⁾このため同じ父系血縁集団に属すとはいえず、村の境界を越えれば、それぞれの村の門中には経済的な協力や信用関係を期待することができない。

このように地理的、経済的、社会的な各面で村は高い自律性を保持しており、村の境界の内と外との間には信用関係の上で大きな断絶がみられる。

契方式による貯蓄、利殖は、原則として現物（穀物）によって行われており、従って村には常に相当な量の現物が備蓄されていることになる。村の生活に必要な日用品は、そのほとんどが定期市で購入されるが、これに要する費用には各家庭に備蓄してある穀物類を市場の商人に売って得た現金をあてる。このように定期市の制度下では現物が貨幣として有効であるため、とりわけ収穫直後から半年間は現物の備蓄が有利となっている。

珍島農村にみられるような地理的な孤立性と交通機関の未発達に由来する流通・信用関係の不安定は、自然災害の発生時にこうした僻農村にしばしば深刻な社会不安をもたらしたようである。このため李朝時代以来、飢饉に伴なう農民の疲弊と流民化を救済する策として、地方農業倉庫の整備による農民金融政策が重要課題とされ、義倉・常平倉・社倉等が試みられた。²⁹行政による社会保障制度の一つとして行われたこれら農業倉庫の制度が、実際には伝統的な成果を十分に発揮し得なかったのに対して、村を地域的単位として、自治的に組織され運営される現物備蓄による伝統的な一種の社会保障的制度が契制度の重要な経済的側面であったと考えることが可能であろう。

契による融資は、その責任が任司に一任されているため、その信用関係は絶えず個人（任司）対契集団の間に成立しており、しかも任司の輪番制による交代に伴なって、この信用関係はたえず複雑に変化している。しかも村内に多数の契集団が重層しているため一層複雑な信用関係のネットワークが村人の間に成立している。

契による相互扶助関係のネットワークは、農作業における労働力の交換体系とも密接な関係がある。

村では一般の農作業は家族労働を主体として行われ、田植えや収穫時等の農繁期における労働力の不足分は、(一)親族間の協同、(二)プマシ(音マシ)、(三)雇用の三つの方式によって補充されている。⁽³⁰⁾ 親族間では、兄弟関係に基づくクンチブ(音チブ・大きい家)ーチャグンチブ(音チグン・小さい家)の間の共同作業形態がとられており、特に脱穀作業はこれに頼る比重が大きい。⁽³¹⁾ 雇用は、耕作面積が特に多い世帯(水田三〇マジキ)で他村の者を雇う例が一例あるほかは余り行われていない。これ以外の労働力補充は、ほとんど全てが日本のユイに良く似たプマシの方式で行われている。

田植え、刈り入れに必要な労働人員は、水田一〇マジキの農家を例にとると、ほぼ次のとおりである。

田植え

- ・カジュ(オキ・牛耕役)……………一(男性)
- ・チュルクン(音クン・紐を張る役)……………一(〃)
- ・ソスランクン(オキランクン・水田をならす役、肥料も施す)……………一(〃)
- ・モジエギ(モジエギ、苗を運搬し水田に置配ぶ役)……………一(〃)
- ・モクン(モクン・植える役)……………一〇(女性・一人一日に一マジキを標準とする)
- 刈り入れ作業
- 刈り取る役……………一〇人(一人一日に一マジキを標準とする)

- ・刈り取った稲束を束ねる役……………若干
- ・稲束を畦路まで運ぶ役……………若干（これらは水田の水はけの情況と関連する）
- ・稲束を背負って庭まで運搬する役……………不定（距離に応じて決まる）

貯水池ができて、水不足が解消されてからは、一日に五軒づつぐらいの割合で田植えが可能となっている。農家の主人は水田の準備と併せて、一週間ぐらい前から田植え日を決めて、プマシの相手をみつめて人員を確保しておくなければならぬ。主人は田植作業全体の監督に当り、主婦は家に残って人夫全員の食事の準備に追われるため、野外の仕事はほとんど家族以外の人手に頼ることになる。その中でもカジュの役は、熟練を要するのと、牛を必要とする関係上、牛とともにまづ始めに確保しておかなければならない。こうして田植えの時期になると、村中にプマシの日程ができ上がるため、一日でも荒天のため田植えができなくなれば、村全体の日程が一日づつ順延されることになる。

秋の収穫の時には、一日に十二軒も同時に刈り入れが行われるため、田植よりもっと複雑となる。五年前に村の道路をセマウル事業で拡張して以来、⁽²⁾リヤカーが普及したことや、村に二台の小型耕運機が導入されたため、稲束の遠距離運搬はかなり楽になってきているが、田の畦は依然として狭いため、稲束を道路まで搬出するには今でもチゲ（刈刈・背負い道具）が唯一の手段となっている。プマシはまた、収穫の済んだ後、犁で再び起耕して肥料を施し、麦を播く時、麦の収穫時や田畑の草とりにも小規模であるが盛んに行われている。

プマシの方式は、労力の提供に対して、必ず同等の労力の反対給付を伴なうものである。殊に田植や収穫時のプ

マシでは、原則的に短時日の間に決済しなければならないので、自分の家族及び近い親族の労働能力と必要仕事量それに日程とを考慮の上、プマシの相手を決めなければならない。

プマシの相手は、仕事の上で都合さえ良ければ誰でも良いわけであるが、実際には主人または主婦が気安く頼めるような親しい相手にまづ打診するため、毎年ある程度は同じような顔ぶれが主体となる。このように同じ条件のもとでは、親しい者が優先されるが、これは見方をかえれば仕事の上での相互の信用関係に基づいていることを意味するに他ならない。田植えが順調に済むかどうかは、人夫（イムツ）たちの仕事面の誠意によって大きく左右されるが、人夫の側から見れば主人の待遇（食事・酒・タバコ等）が大きな決め手となっている。この点では、契におけると同様に、村における道義と慣習が秩序を支えている。こうして農繁期には村中がプマシによる労働交換関係で網目のように結ばれる。

契における相互扶助の関係は、完結するまでにはかなり長い期間がかかるのに対して、プマシの相互交換の関係はもっと短期間に完結する。従って契においては、その存続期間中に制度的に定期的な集合の機会が設けられており、規約による集団規制が伴なうのに対して、プマシの労働交換は、もっと短期日に完結するため、その都度自己を中心として設定され、個々の相手との一対一の個別関係で決済される。

このように両者の交換体系には、duration に大きな差異があり、構造の上でも顕著な差異が見られる。しかしその反面、両者ともに平等、互恵の交換を原則とし、どちらも基本的には「親しい個人関係」を基礎として構成されるため、結果的にはプマシの相手のうちの主要メンバーは、自分が参加する契の仲間でもある。このように両者は全く別個の目的のために成立し、異なる構造をもつにも拘らず、共通の社会的基盤の上に成立しており、村落生活の上

では相補的な関係にある交換体係であると言える。

六 契と村落構造

契集団は、既に述べたとおり、個人間の親しい間柄 (friendship) と信頼関係の人脈に基づいて成立するものであり、非血縁的な原理によることを特色としている。このことは、父系血縁集団Ⅱ門中を一つの有力な構成原理としている村落社会において、契システムがこれとは対極的なもう一方の構成原理として重要な位置を占めていることを示唆している。

門中内部においては長幼及び世代 (行列) 間の秩序、兄弟関係に基づく^{シシヤ}^{クニ}^{クニ}^{クニ} (本家—分家関係) 間の序列を重要な原理とするものであるが、現実的にはこれらは門中外的な状況、とりわけ契システムや生活共同体としての村落のコンテキストのなかで運用されるものである。同じことは契システムや村落についてもあてはまり、三者はそれぞれ相互規定的な函数関係に立つものである。

行列の原理は門中の成員の間に徹底しており、原則的には長幼の序列よりも優先すべきものとされている。これに対して珍島における^{クニ}^{クニ}^{クニ}の序列は戸主の兄弟関係による二家関係において最も重要な機能を果たし、次世代が戸主となれば、両家の関係は実質的には単なる戸主間の四寸関係に準ずるに留まるようになり、これに伴ってむしろ個人間の行列、年齢の序列が重要性を増す。言い換えると、^{クニ}^{クニ}の序列関係は、族譜の上での門中全体にわたる系譜的な序列関係の知識として認識されてはいても、祖先奉祀に関わる機会を除いて、日常生活における両者

の關係は二世代を超えると急速に弱まり、それ以上の広まりを示さない。

門中内においては、これらの原理によって個人のステータスと成員間の相対的な親族距離が定まり、それにふさわしい行動が規範化されている。すなわち近い親族距離にある者の間では、それだけ日常生活における連帯・協力の相互義務的性格が強まると同時に、行動規範による拘束と緊張が高まることを意味している。このように個人の行動は基本的に門中の秩序原理によって規定されるため、同一門中内の人間關係はどちらかと言うとフォーマルなものとなりがちであり、言葉使いや表情がこわばり、行動は全体にぎこちないものとなる。

これに対して、門中以外の者との關係は個人の獲得的な社會關係に属するもので、両者の年齢が近接さえしていれば、インフォーマルな親しい關係が可能となり、この *friendship* の連鎖によって同年齡層の横のネットワークが可能となる。

女性の場合は、男性とは少し事情が異なる。同本同姓（本貫と姓を同じくする者）間の禁婚に加えて、村では村外婚・夫方居住婚が圧倒的多数を占めているため、男性は一般に自分の出生地の村と門中に対する帰屬意識が強固なのに対して、女性は建て前の上では生家の門中の成員権を一生持ち続け、族譜や位牌、靈柩などに記されるように死後も本貫と姓を変えることがないが実際には、「出嫁外人」という語句に表わされるとおり、女は嫁いで他人となるべき者として扱われており、従つてもともと男性に比べて女性の血縁關係がさほど強調されないため生家の門中における地位が安定していない。また結婚後にも夫の門中の一員としての安定した地位を得るまでには、かなりの時間がかかる。このように女性は、生家においても、また婚家側においても、門中の秩序原理による規制をさほど強く受けることがない。このため男性に比べると女性の人間關係は、門中の内外をあまり分け隔てることなく、門中内において

もインフォーマルなつき合いが可能であり、このことがお互いに共通した不安定な地位にある主婦たちの friendship を増進して、より一層密接なネットワークを成立させる要因となっていると思われる。

契集団は、このような背景をもとに成立する friendship のネットワークを基盤として組織されており、従って契仲間、門中の規制や儒教的な倫理にさほど拘束されることのない、informal な空間を村人に提供している。しかも各個人が複数の契集団に同時に参加することにより、村の境界内に契関係の密集したネットワークが成立している。しかも個々の契集団は、目的を限定し、規模を小さく保ち、存続期間にも自から限界があり、これによって成立する契組織の重層と新陳代謝が契ネットワークの充実と安定に大きく寄与している。

多くの契を持つということは、言い換えると村の中に多くの友人を持つことであり、それは同時に村落生活の安定のために欠かせない協力や連帯の前提となる相互信頼関係のネットワークに参加することにはかならない。

契のネットワークは、村における種々の亀裂を抑制する効果が大きい。現在では、有力門中どうしの対立が顕在化するのとは選挙の時ぐらいに限られているが、昔からの門中のライバル意識は龍山里でも根強く残っているとされている。全羅南道の沿海地方の、狭い地域内に強力な門中がライバル関係に立つような地では、朝鮮動乱当時門中と門中とが血で血を洗うような武闘事件が少なくなかった。多島海では襲撃―復讐を繰り返して最後には一人を残して一村が全滅した極端な例すら知られている。珍島のように大きな島においても、多少の被害を出した村がいくつもあった。当時、龍山里でもそうした政治的な対立を村に持ち込まんとする者があったが、幸いに各門中の中老層の人々を中心に村民が結束し得たため、未然にこうした動きを防ぐことができたという。これは龍山里が、各門中が一区画にかたまることなく村全体に一樣に雑居する密集村をなしており、もともと門中間に利害の衝突関係が少なかったこと、

そしてその背景に契・ブマン等のネットワークが門中間の壁を越えて村を覆っていて、門中間の緊張をたえず緩和・解消する装置として機能していたためと考えられる⁽³⁴⁾。またこうしたネットワークの充実に伴ない、門中自体にも強力な団結や経済的協力を可能とするような構造がそなわっていないことを指摘することができよう。即ち既に述べたとおり、門中内では、行列・年齢の序列に基づく規制が強い反面、珍島の特色として^{クシラ}クシラ^{チャクシラ}クシラの実質的な協力関係は、兄弟関係を超えると急速に弱まり、系譜的な本末関係に基づく序列意識が、セグメントや門中全体に亘って段階的に成立するような hierarchical な構造をもたない。門中全体の系譜的關係がわきまえられ、結束と協力が見られるのは、門中全体の共同祖先祭祀即ち時享の機会にはぼ限られており、そのための祭閣が建てられている。その反面、実質的にもまた象徴的にも門中全体の宗家という中心が存在しない⁽³⁵⁾。このように門中には全体に亘る集中的、hierarchical な構造が欠けており、経済的な協力は^{クシラ}クシラ^{チャクシラ}クシラ関係以外には、全んどすべて門中の壁を越えた契やブマン等のネットワークによって行われている。

また全羅南道の陸地平野部の水田地帯では、解放前に大規模な地主が存在したのに対して、珍島では百マジキ（マジキは水田約二〇〇坪）程度の地主を筆頭に数人の地主が農地改革の対象となったにすぎず、龍山里内ではせいぜい作男（^{オスマ}オスマ）二人を置いて三〇マジキ程度の水田を耕作した者が二、三あったにすぎない⁽³⁶⁾。このように陸地平野部に比べて貧富の格差が少ないことが契やブマンのネットワークを可能ならしめたと思われるが、一方こうした経済的な相互交換のネットワークが、貧富の差の拡大を絶えず抑制する効果があったことも考えられる。

契集団は *friendship* を基盤として成立し、*informal* な親睦の機会となっていることは概に述べたとおりであるが、このことは決して契集団の合目的性や平等互惠の原則を弱めるものとはならない。殊に計理、運営上の義務・権

利に関する平等の原則は驚くほど徹底しており、柔軟性に著しく欠けている。この徹底した原則は契集団内の特定個人に利害が集中することを阻み、経済力のある者といえども、単一契集団内では、他の契員と同等の利害関係しか持たず、従って多額の出資と給付を要する者は、多くの契集団に同時に加入しなければならない。しかしいくら多くの契に加入しても、個々の契集団内では平等の原則が徹底している。従ってこうした契システムにおいては、個々の契集団における債権者―負債者関係が特定個人間に固定することなく、常にローテーションしているばかりでなく、集団の重層によって村内に密集した信用関係のネットワークが成立している。その結果、特定個人の間には *patron-client* の関係が生じるのを抑制する集団保障的な効果を有するものと考えられる。

同様のことは村におけるリーダーシップについても言える。すなわち契集団における原理は常に平等と協調を重視し傑出したリーダーを生みにくい構造を支えており、契が重層する中で、多くの契に参加している者も、その豊富な人脈を通して、*Coordinator* としての影響力を有すことはあっても、政治的な力を強力に発揮し得るためには、これとは別の条件と資質を必要とする。

洞契、洞喪契、振興契、水利契等の村落規模の自治的組織は、こうした小規模の契集団の重層システムの上に運営されていると見るべきであり、この場合にもやはり平等、互恵の原則が貫かれている。

契に象徴されるこうした原則は、長幼の序や父系血縁による *genealogy* の原理とともに、村人の生活を規定する最も重要な行動原理の一つとなっている。そして、後者が年齢、行列、門中による個人の序列的な位置づけとこれに伴う規範に基づく *formal* な社会関係を要求するのに対して、前者は個人の自由意思に基づく *informal* な社会関係を可能としており、これは個人のいわば獲得的領分に属するものであって、個性を發揮しうる分野でもある。

また門中組織が、血縁に基づく永久連続の原理によって成立しているのに対して、契や年齢的諸集団組織は、発生—消滅による絶え間ない新陳代謝を原理として成立しており、これら二つの異なる原理が組み合わさって、村社会の時間的空間を規定している。

このように契や年齢的諸集団が永続的な制度化された組織とはなり得ずに、意思と選択に基づく個人の参与によって、組織自体が新陳代謝する点に、村落社会における個人の自由な活動の余地と可能性が認められる。

村人は、情況に応じて、常にこれら二つの社会原理を充分にわきまえて行動することを要求されており、実際に村人は情況判断にはすばらしく機敏であって、時と場をわきまえることにたけている。そしてこのことが村における個人評価の上で重要な規準の一つともなっている。

以上のことがらを社会構造の上から要約してみると、長幼の序 (seniority) や父系血縁による門中原理が、住民のヒエラルキカルな区分に基づく秩序を支え、また門中の排他的性格と継承の面を強調して、村の continuity に寄与しているのに対して、契やブマシによる相互交換の原理は、住民の相互間に密集したネットワークを成立させ、共同体としての村落の連帯と協調性に大きく寄与している。そして二つの原理は、相互抑制的な均衡を保ちつつ、村民の生活の上で補完的な関係に立っている。

しかしながら、前者が強固なイデオロギーとして、儒教の倫理体系によって支えられ、テキストが与えられているのに対して、後者の原理には、これに対抗し得るような明確な倫理的拠り所を持たないのが現実である。

あとがき

社会構造におけるこうした二つの側面の情況は、地理的にみると韓国内においても決して一様ではなく、著しい地域性が見られる。地域性を論じるためには、各地方ごとに成立背景の異なる様々の村落の資料を検討しなければならぬが、現時点では、まだそれは容易ではない。ここでは珍島の位置づけと方法的な展望を得るために、主として歴史・地理的な見地から次のような大まかな地域性を考えてみよう。すなわち、儒教倫理を早くから受容した京畿道から忠清道を経て慶尚道に至る中部―東南部の内陸農村地帯は、一般的に見て両班ユンバン、常民間サンミンの階級的格差が著しかった地域にあたり、旧両班層の間では、父系血縁が社会関係の主要な構造原理となっており、しかも親族関係のネットワークは村の境界を超えて広まる傾向が著しい。これに対して、従属的地位にあった常民層の間では、これとは逆に地域社会内での非血縁による労働交換・相互扶助のネットワークが重要性を増す傾向がみられる。従ってこうした階層間の差異は村落の成立背景に応じてその社会構造にも著しい差となって表われている。すなわち旧両班層の門中からなる伝統的な同族部落においては、別個の構造をもつ両者が patron-client の関係に立って共存しており、かつては同一屋敷内に同居する例も見られたが近年では、両者は同じ村落内にあっても居住区域を分ける傾向が著しい。また、同じように有力両班の地盤地域内でも、常民層を主体とする雑姓部落においては、村落内での相互交換のネットワークが構造上重要となっている。

このようにこれら内陸地域では、住民の身分階級的な伝統に基づいて、二つの生活原理＝構造原理が分極化する傾向が認められる。

これに対して、湖南地方（全羅道）は一般に儒教の浸透が多少遅れた地方にあたり、そのうち内陸平野部の豊かな水稲耕作地帯では、李朝以来、少数兩班層による大地主経営に伴なう班常間バンサツの緊張関係が最も峻烈に見られたが、一方西南の沿海地方や島嶼地帯では、有力な地主層や兩班層が形成されることがなく班常の階級意識が極めて弱かったことを指摘できる。²⁷この傾向は筆者の調査経験によれば、済州島において一層顕著である。

こうした地域性を、中南部の内陸農村地帯と南部沿岸く島嶼地帯との二つに総括してみると、中、南部内陸農村地帯では、一般に生活原理を異にする兩班層と常民層が、身分階級の区分に基づいて生活空間を異にして共存しており、儒教倫理と父系血縁の原理の受容は、この階級制度の発達を前提として一方の兩班層に徹底し得たとと言える。そして、社会構造上の二つの構造原理の矛盾、葛藤は、同じ村落地域内における住民の区分と班常間の階級的緊張に転化されている。これに対して、後者では階級区分が未発達であるため、珍島の例で明らかとなっており、二つの生活原理は、村落内の住民を区分することなく全員に共有されており、両者の相互抑制的、複合的構造によって村落が成立している。そして二つの原理の矛盾、葛藤も全村民が共有するものであり、それは社会生活を送る上で、避けがたい葛藤として situation に応じて処理される。またこれらの地方で父系血縁原理や儒教倫理に基づく親族組織や祖先祭祀、内外觀念（男女の隔離）等の受容が充分に徹底し得なかったことも、二つの原理の相互抑制的なメカニズムによって理解できる。また階級制度の普及や、これに伴なう住民の区分を阻んだものも、伝統的な村落共同体を枠組とする契などの相互交換のネットワークであったと考えられる。

父系血縁と儒教のイデオロギーは、中、南部の内陸地方では、階級分化と並行して普及し、徹底して行ったのに対して、珍島においては、逆に経済的、社会的な村落の自律性に基づく local tradition によって阻まれ、徹底するこ

とがないままに村落社会の中に組み込まれて受容され、珍島独自の社会構造を成立させたと言えよう。

東アジア地域における社会構造を考察する上で儒教と父系血縁のイデオロギーを無視することはできない。このイデオロギーは、一つの理想化された普遍的人間観（仁）及び秩序観としての価値体系を整えており、その「普遍性」によって *locality* を超えた原理として、中国大陸及びその周辺地域の諸社会に一つの *great tradition* としての強い影響力を有した。そしてその受容のあり方には、地理的条件と歴史的背景もさることながら、各地域の地方的伝統との構造的な相互関係に依りて、大きな差異が認められる。殊にこの地域では早くから水稻耕作による高い生産性に伴う経済的、共同体的な基盤に基づく豊かな地方的伝統が成立しており、二つの伝統の相互関係に依りてそれぞれの地方に独特な社会構造を生み出している。地方的な伝統は同一民族や国家内においても認められるところであり、朝鮮においてもそれは例外ではない。

社会構造上の強力なイデオロギーと高い生産性に基づく村落共同体的伝統との間の構造的関連こそ、東アジア地域における社会構造研究のための一つの共通した理論的な枠組として重要である。本論文の意図もこうした理論的な展望に立つ一つの試論であることを最後につけ加えたい。

- 1 Vincent S. R. Brandt, *A Korean Village: Between Farm and Sea*, 1971, Harvard University Press.
- 2 李覚鍾、一九二三年「朝鮮民政資料 契に関する調査」(『朝鮮』第一〇〇輯)
- 3 善生永助、一九三七年、『農山漁村における契』朝鮮総督府行政資料。
- 4 主なものとしては、李覚鍾の前掲報告のほか、四方博、一九四四年「李朝時代に於ける契規約の研究」(『調査月報』第十五卷七号、

- 5 鈴木栄太郎、一九五八、「朝鮮の契とブマシ」『民族学研究』二七卷三号）
- 6 同右
- 7 村落社会研究における契の重要性については、梁会水、一九六七年、『韓国農村社会構造』高麗大学出版部、四三四頁の総括が要を得ている。
- 8 珍島郡庁『珍島郡統計年報』（一九七二年版）
但し鳥島面の属島を除く。
- 10 珍島郡の設置は、李朝の世宗十九年（一四三七年）で、当時は陸地部にも一部及んでいた。
- 11 元宗二年（一二七〇年）、三別抄軍の指揮官であった裴中孫が王族承化候温を王に推戴して、戦艦十余隻を率いて珍島に逃れ、後に麗蒙連合軍により征討された際、珍島住民の多くが蒙古軍に連れ去られたという。『珍島郡統計年報』一九七二年「土地斗自然」三二頁）
- 12 倭寇は、忠定王二年（一三五〇年）七月から十一月まで珍島を侵犯し、島民は一時期陸地部へ避難して、珍島には約八〇年間行政機関が置かれなかった。『珍島郡統計年報』一九七二年、「土地斗自然」三二～三四頁）
- 13 族譜には居住地を記載しないのが普通であるが、墳墓の地の記載を手がかりとして大よその居住地の変遷を知ることができる。
- 14 儒教による教化は、珍島においては書堂の存在に象徴されており、漢籍の教化によって測られると言っても過言ではない。洞長にはこうした教養をそなえ、経済力を有し、かつ信望の篤い人物が推され、その任期はかなり長い。
- 15 雨乞いのために登る山は部落ごとに昔から決まっていて、かつては郡庁の指揮下に全島で一勢に行われたという。

- 16 共同墓地の設置は日政時代の近代化策の一つとして推進されたものである。伝統的な墓地選定は個別に風水を判断して名堂を求めるか、あるいは門中の共有山に適地を求めるのが一般的であった。龍山里においては両者が併び行われている。
- 17 龍山里では海草のうち、わかめ養殖に従事する者が数戸あり、海面の再区分は落札者に一括して委ねられている。
- 18 「자기가 탈 상여 자기가 멘다」
- 19 運喪契の当時、葬列に便乗して喪家やその親族から「越川金」をふんだくる弊害と、喪輿を別個に準備する無駄が指摘され、生活改善の一環としてこれに代る洞喪契が組織された。
- 20 振興契の規約に見られる活動目標は、郷約のそれに通ずる点が多い。これは振興契の中心人物たちが臨淮面の郷約の主要メンバーであったためと思われる。臨淮面における郷約は郡の指導下に主要部落の有志を募って組織され、現在でも名目的ではあるが存続している。振興契は伝統的な郷約の要素をとり入れた村落自治的かつ殖産的な契組織であると言える。
- 21 龍山里が模範更生農村に指定された当時、有能な指導者を輩出し得た背景として、書堂教育が注目される。すなわち書堂の先生は儒学の教養をそなえて、倫理的・道徳的な指導力によって村民の信望を勝ち得ており、こうした信望家が郷校をセンターとする島内有志との親交を通して、しだいに行政面における農村振興政策に接し、その指導に触発されて村の指導者としての役割を帯びるに至ったようである。
- 22 解放後は青年会に代るものとして、農村指導所の指導のもとに青少年男女による「四Hクラブ」が組織されており、親睦と奉仕活動を行なっている。また一九七四年春ごろから郷土予備軍の年齢層による「夜警団」(正式名は「滅共打撃隊」)が上部指示によって村ごとに組織されている。
- 23 期成会費は、就学児童の有無に関係なく、水税と同様に水田の面積に応じて一定額を納めることが義務づけられている。
- 24 学校は、日韓合邦前から石橋里において臨淮面の有志たちによって設立されたものに始まる。当時日本留学(早稲田大学)から帰って政治犯として珍島に配流された者が教師となり、日本語や数学・英語等も教えたという。合邦後にこれが小学校

に昇格した。約一〇年前には行政里龍山にも国民学校が設立されている。

25 龍山では、親族関係の上で少数グループに属するC氏やK氏から護喪の役が選ばれることが多い。また多くの契に参加していて村内で顔の広い人物が護喪に適任とされている。

26 イバジは、家庭における忌祭祀の後にもみられる。忌祭祀には近親者ばかりでなく、門中以外の親しい者も飲福に招いて、食事を共にして帰りに家族の者へイバジを持たせる。このように祭祀に於ても非親族間で紹待・贈答による相互交換が行われており、これも門中間の亀裂を防ぐ効果があると考えられる。ちなみに龍山では、祭祀が一戸平均年間二回以上あり、村全体の祭祀総数は年間二〇〇回以上である。

27 契員数を付して区別する方法は、各自の家庭で準備している契からの受給総額を、契員数によって予じめ容易に概算できることを意味している。

28 選挙の際の門中内の連帯は見事なもので、自己の門中から立候補者が出ない場合でも門中間に連合工作が行われ、門中を手がかりとして票読みが可能である。

29 義倉は、李朝では太祖元年（三六八）に都評議司の進言によって実施されたのに始まり、貧窮民に対する糧種の無利子融資を行なって世宗（一四一九〜一四五〇）の頃まではかなりの効果を見たと言われる。その後は弊害を生じて廢たれ、以後しばらくは地方の自治的品格を有す社倉が、李珥や尹宣舉・宋時烈等の地方政治家によって試みられた。肅宗（一六七五〜一七二〇）代に至ると再び国家によって低利で民間に種子を貸付ける社倉が始められ、純祖（一八〇一〜一八三四）の頃まで運用されたが、やはり官吏の横領手段と化して十分な効果を得られなかった。李朝の末期にも社還米に関する条例が發布され、再興が試みられたことがある。なお常平倉は各道庁所管において行われたものである。

30 現在龍山では、^{キム}ヒヤン（作男）や^{コソ}ソ（集団的な一括請け負い耕作）による耕作は行われていない。またプムバリ（^{ムン}ムンイ日雇い専業の農民）も存在しない。賃金による雇用はプマンが不可能な場合に行われるものであり、相互に人手を要する仕事

があれば、プマシの方法が一般に採られる。プマシは、機械（耕運機）や牛と人間との間でも可能である。

31 父の代に購入した脱穀機を子の代になって兄弟間（クンチプーチャグンチプ）で共有する例が多く、作業も協力して行われることが多い。

32 全国的なセマウル運動の初期の目標の一つは農道拡張であった。拡張以前の龍山部落内の道路は牛がやっと通れる程度であった。

33 現在生存する者のうち村内婚はC氏とP氏との間の一例しかみられない。

34 内陸地方の村落においても、班常間や門中間の緊張関係が弱まった京畿道地方の農村では、門中の同族意識や班常意識が契やプマシの構成に大きな影響を及ぼしていないのに対して、慶尚道地方の所謂同族部落では、契もプマシとともに、班常別に行われ、かつ両班層の間では門中別に構成される傾向がみられる。（李萬甲『韓国農村斗村落構造』一九六〇年、崔在錫『韓国農村社会研究』一九七五年）

35 本土の中部から南部地方にかけて典型的にみられる所謂同族部落においては、宗家は集落の中で一際大きく立派な家屋を構えているため、容易にそれを知ることができる。また祭祀の権利・義務も宗家に集中する傾向が強い。これに対して珍島では宗家という觀念自体が極めて稀薄で、家屋の構造や規模の上でも差異が認められない。家屋とりわけ屋根に見られる格差は主として経済的な要因によるものであり、その格差は大きくない。また珍島においては、祭祀も長男に集中することなく、兄弟間特に長男―次男間で分配するのが慣例となっている。

36 龍山里におけるモスムは、ほとんどが村内の農地の少ない家庭の二・三男が独立するまでの間の一時期務めたものにすぎず、永続的・階級的なモスムは存在しなかった。

37 珍島においても、両班・サンノムという階級的ニュアンスの語が用いられない訳ではない。両班という言葉は、現洞長の人物、学徳を評して「この村の両班」というのを耳にしたにすぎない。またサンノムという言葉も強いて言えばタンゴル（巫

東洋文化研究所紀要 第七十一冊

業者)・鍛冶屋・肉屋の家系のカテゴリーに限定される。